

権威と「理性」と法(五)

—イギリス法における—

下山瑛二

一 序論（三巻一号） 二 本論

第一章 「世俗的」権威と「理性」論 はしがき

第一節 教皇庁の権威と世俗的権力

序—聖俗二権威とその統合とウェイトの変化—世俗権力の独立と構成

第一款 教皇の裁治権

一 教会の法的権力

二 中世後期における教会の現世の「裁治権」の確立（三巻二号、四巻一号）

三 イギリスの特殊性（四巻二号、本号及び次号）

四 聖俗裁判権競合の前提

第二款 世俗裁判権

第三款 教会世俗裁判権

第四款 聖俗裁判権の競合

第二節 教皇庁の「権威」からの解放と人間社会の自立的「権威」の抬頭

第三節 人間の「理性」論と「権威」の問題提起の過程

権威と「理性」と法(五)

第四節 聖俗裁判権の競合と補完—イギリス法

第二章 法と「理性」論—宗教改革前

第三章 「自然的理性」と「人為的理性」

三 むすびに代えて

二 本論

第一章 「世俗的」権威と「理性」論（続）

第一節 教皇の権威と世俗的権力（続）

第一款 教皇の裁治権（続）

三 イギリスの特殊性—複雜性（続）

(六) メートランドとスタッズ論争の今日的評価

前述の如く、イギリスにおける機構には、教皇を頂点とするカトリック教会の階層性に対して、いろいろのバイヤスをかける要素が存在していた。ところで、これらの機構の歪曲化に加えて、そこで管理、執行される法規範もまたイギリスにおいては、異った様相を呈してきていたことを知りえた。

そこで、今日わが国でも、宗教改革の前後で、イギリスのカノン法の性格をめぐり、メートランドとスタッズの間に展開した有名な論争に言及するのが常があるので、ここでこの問題に触れておくことにしたい。尤もこの論争は、制

度的考察から見た場合のイギリスの特殊性の問題と、必ずしも同一次元にある性格のものではないので、論争そのものには余り深入りせず、カノン法を巡るイギリスの特殊性にアプローチする目的をもつて、現代から見たこの論争の意義に触れるに止めたい。そしてそのためにはヘルムホルツの評価をまず紹介しておく」とが便宜かと考える⁽¹⁾。

その要点をヘルムホルツは、次の如く要約する。

① まずスタッブズ等の主張によれば、中世イングランド教会の性格は、宗教改革前はプロテスタンント的であったが、宗教改革後はカトリック的であったとする。それは、宗教改革前には、イギリスの教会裁判所は教皇から独立してある線を遵守することができたからであると主張する。したがって、彼らの宗教改革の評価は、事実上すでに確立していた原則の上に実現化されたものなので、なんら革新的なものはない。それまでイギリスの教会裁判所を管理している人々は、大なる尊敬をもつてローマのカノン法を尊重したが、しかし、決してそれを適用するよう拘束されているとは感じていなかつた。彼らは、地方的な需要と優先性に適したものとして、ある部分の教令を强行し、ある部分は無視していた。そこから、イギリスの宗教改革は、中世の伝統との間に、なんら截然と一線を画していなかつたという見解をとっている点に特徴があるとする。⁽²⁾

② これに対し、メートランドはこの立場を殆ど支持しない。彼の立場は、中世におけるイギリスの教会は、絶対的に教皇の法に依存していたというものである。イギリスのローマからの独立性を主張する根拠とした資料は、すべて教会裁判所が、カノン法を遵守する能力を世俗的権力により締めつけられた事案から採択したものである。すなわちこれに対する反対の主張の論拠を示すためには、教会裁判所が、正式のカノン法に反して行為した場合と、彼らが国王の禁止令状あるいは教皇尊信罪 Praemunire の脅威によってそうすることを束縛されない場合の状況の呈示こそが、その立場を証明するに必要なものであると主張する。しかし、この点について、その主張を裏づける何ものもない。その反対

に、彼らの手が自由である場合には、相變らずローマのカノン法を遵守していた。事実、イギリスの教会法の法律家は、教会法を「拘束性ある制定法」として取り扱つた。中世イギリスの教会を「ローマ教会から離脱し、自己の法学を進化させた」と語ることは、すべての利用しうる証拠とは矛盾しているとメートランドはいう。⁽³⁾

③ しかし、ヘルムホルツに言わせると、この論争後今日にいたるまでの間に、多くの資料が発見されてきたといふ。⁽⁴⁾それによると、法と現実の実務との間には懸隔があり、少なくともスタッブズとメートランドの最初の論争には再評価が加えられねばならぬといふ。⁽⁵⁾そして両陣営とも、法実証主義の立場にあり、正式に宣告された命令と現実の実務との間の背反については修正されねばならぬとヘルムホルツは指摘する。⁽⁶⁾

したがつて、イギリスの宗教改革当時のイギリスのカノン法を知るためには、当時の慣習化されたカノン法の適用状況を知ることが大切であるし、それは今日なお探求過程にあると言われている。ここにイギリスの複雑性が存在するし、そのことには既に触れた。

そこでここで、「教会と社会」の関係について言及したスワンソンの見解を些か紹介しておくことも無意味ではなくなるであろう。

① スワンソンは、このメートランドとスタッブズの論争を、中世カノン法が具体化される前に、地方的に、正式に「承認」されねばならなかつたかどうかを巡る問題であつたといふ。⁽⁷⁾

② イングランドは、基本的には、大陸の教会の経験の主流の範囲内にあつた。その結果、イギリスのカノニストの伝統は、教会の他の伝統と厳格には切り離されえなくなつていたといふ。⁽⁸⁾

③ しかし同時に、カノン法は、理論的にはイングランド全域を覆つていたが、現実には機能していなかつた部分もある。加えて、地方法は、プロヴィンシャル立法を織り込んでおり、それはより上級の次元の宣言を補強するのが常である。

あつたけれども、それはまた、一致しないイギリスの慣習を除去する」と求めるものであった。⁽⁹⁾

しかし、イギリスの実務的カノン法に貢献した諸伝統の複雑な融合は、イギリスにおけるカノン法を厳格な構造のもと見る」ことはできない。慣習と解釈によって、それを柔軟なシステムにしておいていた。それは、先例に拘束されるというより、理論的にではあるが、死せる文字を超克し、魂の救済が言葉の正確さに取つて代わり、法をイギリスの環境に適合せしむようになつていた。⁽¹⁰⁾

したがつて、かつてのスタッブズとメートランドの論争時期からみれば、この時期は一刀両断に割り切れるものではなく、ローマの傘下にありながら、イギリスの特殊状況に応じた変容がやられていたところのが妥当のようと思われる。尤も、イギリスのこの特殊性の摘出は、イギリスにおける資料収集とその実証的研究の進行にまたねばならぬ状況にある上、本稿ではその研究状況を詳細につォロードをぬため、また本稿の目的からはずれるので、この点をより深く探索する」ことを求めな」とにする。

(1) R. H. Helmholtz, Roman Canon Law in Reformation England, 1990, p.4 et seq., pp. 15, 19. なお、この論争の重要性について、第七章と第八章で触及しておこう。

もしも今日における教会法の注釈学者あまたヘルムホルツの主張を踏めてこねねやう。Mark Hill Ecclesiastical Law, 1995, pp. 3~5.

(2) Helmholtz, op. cit., p. 4. *

(3) Helmholtz, op. cit., pp. 4~5

(4) Helmholtz, op. cit., p. 5.

例へば、C. R. Cheney, The English Church and its Laws-12th~14th centuries, 1982. やの「せんがき」では、「メートランドの大いへ感謝おねがひながら、現在イギリス教会の普通法 ius commune は、11世紀からの宗教改革など、イギリスの(血肉)成長では

なかへたゞくへれば現在歴史上的陳腐になつてゐる」と書いてある。一頁。

- (5) Helmholz, op. cit., p. 11.
- (6) Helmboltz, op. cit., pp. 11, 12.
- (7) Swanson, op. cit., p. 158.
- (8) Swanson, op. it., p. 159.
- (9) Swanson, op. cit., p. 159. たゞ Cheney, op. cit. p. 1. そりでは、ラテン教会（拙注、中世ローマ・カトリック教会を著者はラテン教會へ呼んでゐる）の各プロヴァンス、各同教区は、一定の範囲内で、教会管理と規律に関する文章化された地方慣習に委ねられた法規を制定したりとも云ふ。そしてこれらは地方教会裁判所において強行された。したがつて、地方においては、その限りで地方性が許容されるべきだなつた。
- (10) Swanson, op. cit., p. 160.

(七) 機構・管轄・手続

(イ) 機構

といひゆで、これまで瞥見したといひながら分るように、ローマ教会はイノセンティウム三世の確立した教会の「権威」を、一二世紀には、ふのようにして維持するかに汲々たる状況にあつたのにも拘らず、教会裁判所の体制は、大陸では反ひて一二世紀に頂点に達し、また、現実には判事を中心としたシステムによる裁判が実施されるに至つた。しかも大陸では、その判事養成の基礎となる法学校も整備され、また、カノン法の著名な注釈書も公にされる状況になつていていた。これにまた世俗法・聖俗裁判所もこれをモデルとして改変されるに至つた程整備されていた。（いわゆる学識法の形成。）これに比し、イギリスでは、前述の如く、一般的には、ヘンリー二世の時代に、大陸におけるこの変化に対応する事象はなく、世俗法も大陸の実体法と訴訟手続が影響を受けたものに比敵するものはなかつたし、また、イギリスにおける

教会裁判所の機能自体も、ローマ教皇への上訴により、あまり重要な機能を営みえず、さらに教会裁判所の機構も、司教が直接裁判するケースが多かつたように見受けられるとされてきている。⁽²⁾⁽³⁾

だがそれであるからと言つて、カネヘムの指摘の如く、「全王國に共通の土着法が興」つていたがために、カノン法の入り込む余地がなかつたと言つては、カネヘムの指摘の如く、「全王國に共通の土着法が興」つていたがために、カノン法の入つた。しかし仮にイギリスにおいてカノン法が世俗法へ影響しえなかつたとしても、従来からの俗権たる王権が教権に対し、大陸以上に強い比重をもつていたが故に過ぎず、その王権が後の王権と同じ性格をもつものであつたか否かはなお検討してみる余地はあるのではないだろうか。あるいはまた、教権が、その時代の十字軍遠征という大義名分を掲げて、「普遍的権威」を誇つていたことを考えると、そもそもローマ・カノン法が、世俗法に本当に影響しなかつたか否かも検討しておかねばならないであろう。⁽⁴⁾さらに前述のイギリスとローマの時間的空間的文化的隔たりを考慮すると、イギリスにおける教権も王権も一体どの程度の水準にあり、それがこの問題に影響しているかを考えねばならぬであろう。これらの問題提起は、既にしている「拙稿、四巻二号七二頁以下参照」。しかし、これらの課題を検討するためには、まず教会体制内部の問題として、かかる時期のイギリスにおける教会裁判所とカノン法体制の特殊性を抽出しておかねばならぬだろうし、しかもそれはカノン法のコモン・ローへの影響の仕方を考察してみる前提になるだろうと考えている。

そこで基本的にイギリスにおいても教会法体制は大陸と異ならぬと言われながら、前述の要素を考慮して、概略的ではあるが、イギリスの教会の裁治権行使上の特殊性、複雑性をここで考察しておくことにする。

(1) 本款三四(四)カネヘムの指摘の紹介箇所参照。

(2) Holdsworth, op. cit., vol. 1, p. 582 et seq.

(3) 本款(1)を参照。

(4) Holdsworth, op. cit., vol. 2, p. 217. ハーリー王の即位からプラクションの死止時までの一世紀の間（一一世紀半ばから一二世紀半ばまで）に、イギリス法に、行政マンとして生まれた一国王の立法改革は、カノン法を通じて「ロードの精神」の多くを攝取された人々によって強行され、かつ、論理的に展開せられたとしている。

なおここで、カネヘムが大陸法とイギリス法の分歧の指摘の論拠として掲示したのが「ルーネバーグの禁制」、マームドのベロン達の有名な「我々はイギリス法の変更を欲しない」という語を挙げている。Caenegem, op. cit., pp. 123, 181. n. 9, 論111〇、一九一頁注(9)。この点は後述する。

なおカノン法の地方適用に関するRobinson, Fergus & Gordon, European Legal History, op. cit., p. 83 et seq.

(1) 教会裁判所の種類⁽¹⁾

まず教会法の担い手となる教会裁判所の体制について概観せねばならぬ始める。

イギリスにおける通常の教会裁判所の種類は原則として大陸と異なる。大別して、(a) Diocese 同教区裁判所、(b) Peculiar 特有裁判所、(c) Province 大同教区裁判所の三つに別れる。その他に教皇の特別の教皇状による High Court of Delegates が存在した。

(a) 同教区裁判所⁽²⁾

各司教区の司教は司教区裁判所を保有していた。

一一世紀の半ば頃から司教の書記 Chancellor あるいは役人 official がこの裁判所を主宰していた。但し、先のヘルヒの指摘と照合すると、イギリスの教会裁判所が、一一世紀半ば頃すでに完成形態に到達したとまで言は切れるか

どうかは疑問に思われる〔前稿四巻一号一二頁参照〕。いわば過渡期の状態にあったのではないかと思料している。要約すると、

① まず一二世紀半ば頃から司教のチャンセラー、すなわち、「役人」がイギリスにおいても通常裁判所を主宰するようになってきた。

② 彼は、司教がもつてている裁治権すべてを行使する資格をもつ通常の裁判官であった。

③ それが時とともに裁判所の恒常的裁判官になった。尤も司教は決して自己の審理権を取り戻す権利を放棄したわけではなかった。同様に、司教は、彼の司教区の一部に対する裁治権を彼の「特別委員 Commissary」に委任することもあった。

④ 以上の場合の上訴は、これら「司教区裁判所」から大司教の「プロヴィンシャル」裁判所へ上訴しえた。

⑤ 司教区の大助祭は大助祭区毎にその裁判所を保有していた。元来大助祭の職は事務職であった。彼は司教の代行として裁判所を保有した。それが一二世紀初頭には慣習法的に裁治権を保有するに至った。そこでこの大助祭による浸食を防ぐ目的で、司教は前述の役人を裁判官として任命したのであろうと言われている。かかる大助祭区裁判所からの上訴は司教区裁判所へなされた。

「これらの点は大陸と同様であると言えよう。前稿四巻一号一四頁参照。」

(b) 特有教会裁判所⁽³⁾

ホールズワースによれば、すべての封建国家はその裁治権を相当の土地所有者に帰属させしめたが、この傾向は教会においても感じられるという。世俗社会では、通常の共同体の裁判所の裁治権が特権裁判所に取つて代わられたように、教会では通常の司教区裁判所の裁治権は特有教会裁判所の裁治権によつてとつて代わられた。その成長の原因として以

下の如きものが挙げられるといふ。すなわち、

- (1) ハの特有教会裁判所の成長の第一の原因は、司教と司教座聖堂参事会との間における土地の配分に起因する衝突と、両者間における土地に対する裁治権にあつたといわれている。

(2) 第二の原因是、司教裁治権からの、より大きな修道院の免属に起因する。

(3) 国王の礼拝堂も同様に除外された。

これら特有教会の態様は様々であるが、その若干のものは司教の監督から外れ、大司教の監督からもえ逸脱する傾向が生じてきたといふ。しかしながらなおかかる特有教会の裁治権から教皇への上訴は存在した。

(c) 大司教区裁判所⁽⁴⁾

大司教「カンタベリーとヨーク」は、種々のプロヴィンシャル裁判所を保持していた。いまカンタベリ大司教のプロヴィンシャル裁判所について、その構造を見てみると、以下の如きものであった。

(i) 大司教区裁判所 The court of the "official Principal" of the Archbishop [通常 the court of the Arches と呼ばれているもの]。

① 大司教裁判所は、司教区裁判所からの上訴裁判所として機能するのみならず、すべての靈的事項に関する第一審裁判所として機能していた。尤も後者は教皇裁判所の場合と同様に司教区裁判所の管轄への浸食によって取得したものであった。

② この管轄権は、後には呼出条例 Statute of Citations によって制限された。「例、ヘンリー八世治世一二三一年法律

第九号。】

(ii) 大司教拝闈裁判所 The court of Audience⁽⁵⁾

大司教が裁治権をその役人に委任したとしても、本来の裁治権を喪失するわけではない。その場合に大司教区裁判所と平行して、大司教自身による拝覧権が行使された。その場合の裁判所は大司教拝覧裁判所と呼ばれた。⁽⁶⁾

(iii) 大権裁判所 The Prerogative court

この裁判所は時々は、役人によって主宰されるが、時々は、特別の特使によって主宰される。それは大司教に属する遺言管轄権の審理を行うものであった。人が数司教区にまたがって相当額の遺産 bona notabilia を残した場合で、同教の管轄権の排除を要求したときに生じた。⁽⁷⁾

(iv) 特有裁判所 The court of Peculiars⁽⁷⁾

大司教管区の特有裁判所がハリドの問題で、具体的には、ロンドンの一三教区のためのバウ教会での大司教のディーンによって保有されるものを指した。尤もロンドン司教の司教裁治権の範囲は除かれていた。⁽⁸⁾

(v) 司教総代理裁判所 The court of the Vicar-General⁽⁸⁾

大司教管区の司教の堅信礼がなされる司教総代理裁判所をいう。

これに対しても、ヨーク大司教のプロヴァンシャル裁判所は以下のものであった。

(i) チャンサリー裁判所 The Chancery Court

(ii) 大権裁判所 The Prerogative court

(iii) 大司教拝覧裁判所 The court of Audience

基本的にカンタベリーのプロヴァンシャル裁判所の内容と変わらなかった。

(1) Holdsworth, op. cit., vol. 1, p. 599 et seq.

- (2) Holdsworth, op. cit., vol. 1, p. 599 et seq.
- (3) Holdsworth, op. cit., vol. 1, p. 600. Peculiar といふ語は、キリスト教用語辞典によれば、peculum と由來し、①父権の下にある子の私財、②修道院長より修道士に私用を許容される小額の金といった意味で用いられるといふ。
- (4) Holdsworth, op. cit., vol. 1, p. 600.
- (5) Helmholtz, op. cit., [Canon Law], p. 86.
- (6) (～)(∞) Holdsworth, op. cit., vol. 1, p. 602.

(2) 判事の育成機関——大学とインズ・オヴ・コート

前述の如く、大陸においては、グラチアヌス教令集以後、ユスティニアヌス法典等のローマ法研究熱と相俟つて、教会法の体系化によるローマ・カノン法が生み出されると共に、かかる法の注釈学の横行とそれに基づく大学による法律家養成現象を惹き起し、教会による聖俗統治の担い手を作り出し、教会裁判所においても司教に代つて、判事体制による運営（～）とが普及化されてきていた。しかも、このことはやがて司教の「権威」を担つてゐるものは、「人」ではなく、教会の「法」であると観念される体制をも形成していくことを知つた。そこで、では一体、イギリスにおいても、教会裁判所の機構が、大陸と同様の、あるいは、類似の体制を創りあげえたといふのであらうかという問題が提起され、まずその点から検討する必要に迫られてくる。ことに、法曹の特殊イギリスの養成機構であるインズ・オヴ・コートの早期確立が、ローマ法のイギリスにおける継承を妨げたという説がよく唱えられるので、この点の検証は欠かせない。また、イギリスにおいてもオックスフォードやケンブリッジという大陸に劣らぬ大学が設立されたのにも拘らず、大陸の如き法律家養成機構としての機能をなぜ當みえなかつたのか、という点の検証も必要になつてくる。

そゞめ留意すべきことは、一二世紀において、世俗の裁判所の裁判官は、フランスと同様イギリスにおいても官

僚の一部であつたということである。⁽¹⁾しかも殆どの書記や官吏と同様に、一三世紀の判事はイギリスにおいても聖職者であつた。⁽²⁾しかしイギリスにおいては、聖職者といつても後にまた問題にするが如く、司祭でも助祭でもなく、最下級の聖職者の地位が与えられていたものによつて相当部分が担われていたし、しかも、彼らはカノン法をすべて知つていたとはいえない⁽³⁾と推測される水準にあつたことも、ここでは付記しておかねばならぬ。

尤も、この当時においても、すべて判事が聖職者であるわけではなく、若干の騎士もあり、また一三世紀末になると俗人たる判事が増加した⁽⁴⁾といわれている。それと同時に、一三世紀末になると、国王の裁判所において実務家集団が発生した⁽⁵⁾し、これがやがてインズ・オヴ・コートになつて行つたことも事実であるし、この点にもあとでまた言及したい。

だが他方イギリスにおいては、一三世紀を経る過程で、判事のみならず、官吏の資質に対し非難の声が上がつていたことは、前述の如く、これらのものの水準が推測されうることにもなる。またその非難の代表的な人々が、ブラクトンやバロンの反対派であった⁽⁶⁾ことも興味深い。そしてここに裁判所から「官吏」的要素を排除する運動が起つた⁽⁷⁾といふ。もとよりここでいう「官吏」の概念を今日的把握によることはできない。それは国王のサーヴァント、換言すれば、国王個人のサーヴァントから共同体における国王のサーヴァントへと変質してきたものを意味していた。⁽⁸⁾いわば裁判所における機能が、他の官僚機構から相對的独立性を確保する以前に、そもそも国王（領主）個人のサーヴァントから共同体機構のサーヴァントへの変質がまず重要な点になつており、そのことをここで留意しておきたい。⁽⁹⁾尤も、国王ないしその代理人ともいうべき者が従来保持していた権力を手放し、新らたなものとして保有することになるのには、相当の摩擦過程を経てでなければ具現化しなかつたことも事実である。「この点に関しては、本節二款（「世俗裁判権」

(2) 「イギリスの特殊性——複雜性」の箇所で再度言及する。】

次に、裁判官が専門職業として確立していく過程であるが、そのための人材養成過程をここで見ておかねばならなくなる。

イギリスにおいても早期に大陸同様大学が設立されたことは先に見た通りであるので、したがつて考究課題はここで二つに絞られ、その第一はイギリスの大学においても、ボローニアの大学の如き機能を営みえたか否かという点が、第二は大学でなく世俗裁判官のためにその素材を育成してきたといわれるインズ・オヴ・コートが、この時期に本当にその課題に応じえたか否かということが当面問題になつてくる。

そもそもホールズワースによれば、エドワード一世の時代に世俗裁判所に関し、一つの法的職業が形成されつつあつたという兆候は確かに存在したといふ。⁽¹⁰⁾ そこで前述の問題を考究するためには、一体この時期に、判事が、どこから養成されてきたのか、大陸の如く、聖職者と法律家は、理論的には別個の仕事を担当するものであつても、圧倒的に聖職者の聖俗二面的機能によつて、法的制度が担われていたのと同様な状況にあつたのか、あるいは、よく指摘されるように、俗人による法律家の抬頭が顯著であつたため、判事育成の場が聖俗で既に異なつてきていたのかといった形で、この問題を追求し、それがいかにイギリスの特殊性を生んできたのかを検討しておかねばならなくなる。

そこで私はまず俗人の法律家が抬頭してくる契機を生み出したエドワード一世の時代において、この職業が世襲から開放されるものになつた点から言及してみたい。すなわち、フランスのパルム Parlement は、裁判官席が世襲であり、売却可能な職であつたが、イギリスでは、エドワード一世の政策によつて、開放政策が取られたために、フランスと異なつた途がこの方面で開かれるに至つたとされている。では一体その開放政策はいかなる契機によるものであつたのだろうか。

だがそのためには、ここにまづ前提として、世俗社会での法律家養成機構となつたインズ・オヴ・コートに言及せね

ばならぬため、当時の世俗の法的機能の担い手に関する状況に触れておくことから始めたい。もとよりこのインズ・オヴ・コートの問題は、後述の世俗裁判所の問題と一緒に考察すべき事項であるが、聖職者の聖俗二面性の強い一二三世紀において、特殊イギリスのみ俗人法律家によるインズ・オヴ・コートを形成する條件が、はたしてどの程度存在したのかといふことは、特殊イギリスにおける俗人法律家の力を評価する重大な要素になると思われるからである。

そもそも一二三世紀のエドワード一世の時代に、法的職業的なものへの萌芽としてすでに二つの名称が存在した。すなわち、一つはアムウェイ attorney と書かれるものであり、もう一つはアーリダア pleader と呼ばれるものであった。後者は当時 narratores, counteurs ‘あるいは’ serjeant-counteurs とも呼ばれていた。⁽¹²⁾ そして一四世紀に serjeant と称せられるようになり、一四世紀末には国王によって選定されたギルドを形成し⁽¹³⁾、そこから判事が指名されるようになると共に、serjeant at law も判事がこの職業のトップにあつゝとの職業を統制していくといわれている。しかしそれは少し後の時期に屬する。また他方、彼らの下の Benchers, Readers から Inner Barristers あるいは研修生 apprentices に至るいろいろの段階の法の研修生があり、彼らはインズ・オヴ・コートとインズ・オヴ・チャンサリーに結合されていくこととなつたと云ふ。しかもこのインズ・オヴ・コートは、先におかる研修生を訓練し、法廷 bar へ呼び出されうる call といふのカレッジ (同僚団体 college) になつてゐたのである。ホールズワースによれば、ハンド重要な役割を演じるの serjeant at law は、いわば大学の博士、修士の資格に相当するものであると述べている。しかし、ハリスの点も少し後の年代になつてからのことである。

(1) ブラクネット、前掲下四二八頁。なお、教皇官僚の育成と在イギリス聖職の関係は、東出功、「教皇官僚の給養と在イギリス聖職」(イギリス中世史研究会編『中世イングランドの社会と国家』所収) 六九頁以下。

(2) プラクネット、前掲下四三六頁。

(3)(4) プラクネット、前掲下四三七頁。

(5) プラクネット、前掲下四三八頁。A. W. B. Simpson, Legal Theory and Legal History, Essays on the Common Law, 1987. [2 The Early Constitution of the Inns of Court.], [3 The Early Constitution of Gray's Inn.]

シンプソンによれば、イングランド・オウル・ホール・テントルなどによれば、一五〇一年から、インナー・ホールなどによれば、一五〇五年から、グレイズ・インについては、一五六九年からであるのや、一五世紀後半の記録が記述になる。ボロックは、一四世紀半にイングランド・オウル・ホールの構成は定着したといふ。Sir F. Pollock, The Origin of the Inns of Court, 48 L. Q. R. 166. そして二世紀後に正式の変更がなされたという見解を立てる。しかしおもにこでは、シンプソンは批判的である。op. cit., p. 33.

(6) プラクネット、前掲下四三八頁。

(7) プラクネット、前掲下四三九頁。但し、私は、この点のプラクネットの説明については、彼がローマ法の影響を最小限にしか評価しない点と関わり、若干の疑問を感じてゐる。要点は、役人も国王の官僚であったが故に、それを排除して、国王が弁護士から判事を任命する必要性は、別の点に求められねばならぬと感じてゐるからである。

(8) Chrimes, op. cit., p. 124.

(9) 高山博、「中世地中海世界とシチリア王国」、一九九三年、東大出版会、三六七一八頁。「ノルマン・シチリア王国の行政制度が他の国々にどのような、或いは、どの程度の影響を与えたか」という問題がある。ミッタイスはシチリアの制度がイングランド、フランス、ドイツの制度に影響を及ぼしたと考えてゐる。シチリアのドゥアーナとイングランド、エクスチュカ（財務府）の相互影響関係は、長い間制度史家の関心を引いてきた重要な問題の一つであった。両者は西欧中世においてクリア・レギスから分離した最初の財務機関だとも論じられてゐる。ドゥアーナ・デ・セクレティース、ドゥアーナ・ベロースム、エクスチュカは、一二世紀の西欧において、そのクリア・レギスからの独立性において際だつており、比較研究に値するだろう。しかし、著者は、「シチリアの統治構造はイングランドの統治構造とは全く異なつており、ドゥアーナとエクスチュカはそれぞれの統治構造の中で違つた機能を果してゐる」といふ。

なおこの点に関する従来の通説の誕生等については、八頁以下で批判的考察を加えてゐる。

(なお本稿では、本章第三章第二款(11)で取り扱う。)

(10) Holdsworth, op. cit., vol. 2, p. 484.

(11) ボロック、前掲下四〇八頁。Potter, op. cit., p. 250. ヘルマン征服からドワーヴー王の時期までに、全体として、聖職者

を判事として任命する慣行が終止符を打ち始めた。これらの聖職者行政官は、殆ど彼らの初期の訓練の方向で学識をもちえたに違いない。事実当時の殆どすべての法律家は聖職者であり、ローマ市民法とカノン法に基づいてローマ教皇の下へ訴訟を申立てねばならないが、たとえ修道院は、少なくとも一名の技倆豊かなプリダアを、その法的闘争を戦うために保持しており、その他のすべての階級の間における教育の欠如が、彼らは、教会のみならず国家によつても、その雇傭を不可欠ならしめた。多かれ少なかれ、散在し、かつ、競合しつつあつた慣習の全体から、コモン・ローを作り出すようになつた時に、彼らは学識を備えていたので、驚異的に完成されてゐると思われたコーパス・ジュリュスから、この慣習を基礎とする断片的なシステムの欠陥を補完することを余儀なくされた。隨時、判事と法律家は、意識的に、この外国の法学から、コモン・ローにおいて存在する、彼らの造り出したシステムの間隙を埋めたことは明らかである。

しかしながら、おそらくより大きな事実上の影響は、法学教育においてローマ法が演じた役割に見出されうるであろう。というのは、われわれは、システムとして、その当時に存在したところの学問の多くをコモン・ローに関する教科書の著述家は参照せねばならなかつたからである、といった趣旨を述べてゐる。

私は、この人材登用の道を解放したことは、身分制に対しても変質を強要するものと考えてゐるので、この時期に既に今日的意味でのイギリスの法曹が形成されていたとは考へ難いが、そのことが身分的要素に捉らわれない官僚育成の道を開いたものと思料している。

(12) Holdsworth, op, cit., vol. 2, p. 311. 田中編、英米法辞典、前掲七六九頁。「Sergeant of the coif」ともいへ。Barrister より上位の存在。十四世紀初めに、それまでの narrator(代弁人)がいよいよばれるようになつたので、国王裁判所の裁判官は当時は Sergeant のなかから選ばれ、両者の間に強い一体感が存した。また一八四六年まで Court of Common Pleas(人民訴訟裁判所)での弁論を独占していた。」と説明してゐる。

coif といふのは、顎の下でしきり留める白い綿または麻製の頭にひつたりあつた帽子のいふ。いふからサー・ジョン・ギルドに對して「コイフの階級 order of coif」といふ名称がある。プラクネット、前掲下四一五頁。

なお advocate といふ概念があるが、これが當時においてなにを意味していたか不明などいふがあるといふのがプラクネットの指摘である。前掲下四〇〇頁。尤も教会法における弁護人を advocatus といつていたことなどよく知られてゐる。市民法の流れに立つて、今日でもイングランドの barrister に相当するものを advocate と呼んでゐる。

また先に触れたフルーリーは、カノン法訴訟制度に関連して、avocat に言及してゐる。前掲五〇頁以下。塙はこれに「弁護士」といふ訳をつけている。彼によると、後期帝国の裁判所のかたわらには、弁護士 advocatus, togarus, scholasicus, caudicis, defensor, patronus の同業組合が存在していた。そして、十三世紀の教会裁判所のかたわらに形成された弁護士の団体も同様の特徴を持つてい

たといふ。しかも、弁護士席 *barreau* に座るためには、厳しい訓練を要し、三四年の勉学と実務経験を経たのちに弁護 *plaider* やねりどが許されたところ。

なお今日イギリスにおける「リスター barrister は、専門の *barreau* で闇わりをもつてのんびりとされる。現在「上級弁護士」の訳が付されるのが通例であるが、そもそもは「法の研修生」を指し、それが上級裁判所の弁護人 *advocate* として法廷へ呼ばれるとこから、上級弁護士として地位づけられる基礎ができたと思料される。

(12) *countor, counteurs* といふことは、Milsom, op, cit., p. 39; Byrne's Law Dict, op, cit., p. 252. より *カウンタ*、*カウンターズ* の *conte* は、*ナラーバー* 聞の *narratio* であるといふこと。Byrne's L. Dibid.

(13) そめかく *サヘルゼル* などかなむ契機は、もぬくのなのやねりかは不明。(serjeant については次項(3)参照。)

(14) Holdsworth, op, cit., vol. 2, p. 494. インズ・オヴ・ホールムズ小説「インズが法廷」○あり、それをインズ・オヴ・チャンサリと称した。

(15) Holdsworth, op, cit., vol. 4, p. 230. そりでは、インズ・オヴ・ホールムズと大学の博士との比較を取り扱つてゐる。インズ・オヴ・ホールムズ大学やの教育の仕方の根本的相違にも拘らず、一定の広汎な類似性がそりにあると指摘してゐる。そして、このインズ・オヴ・ホールムズの教育が市民法・カノン法の生徒の地位に影響し、一三世紀末から、ロマン・ロウ裁判所からカノン法の教育を受けたものが排除されてもよいこととなるところ。

(16) Holdsworth, op, cit., vol. 2, p. 485.

(3) 世俗社会の法的職業

では世俗社会の法的職業状況はどうのものであつたろうか。はたしてローマ法の侵入を排除しつゝの程、イギリスの自生的職業集団を形成していたのであらうか。当時のいわゆる法的職業の状況についても、前述の如く本来それが世俗の裁判所関係のものであり、後の箇所において考察すべきものであるが、教会裁判所の判事育成問題の考察上必要があるので、ハリドモアの職業状況について概観しておかねばならない。

ハリドモアに存在した職業団体と大学は、今日でも別個の存在であるが、しかし密接に関連し合つてゐるようだ。

当時においても、一方における判事および serjeant と、他方におけるイングランドの法の研修生とは、別個の階層的存在ではあるたが、同類の教育、同類の利益、同類の職業の絆によって、偉大な法的職業に密接に溶接されていったと摘示されてしまうことになります留意しておきたい。⁽¹⁾

そこでこの点にかんし、まずメートランドへの言及から始めたい。すなわち、彼は、聖俗の法的専門職業について、以下の如く言及している。⁽²⁾

「イングランドの世俗法律家の専門職階級が、丁度（法、エドワード一世治世下）形づくりを始めた。」

「われわれは、（エドワード一世治世まで）過去一世紀以上にわたって、イングランドに『ローマ法学者（Legists）』と『教会法学者（decretists）』が存在していたがゆえに、（これを）『イングランドの世俗法律家』と云うのである。」「これらの中のローマ法学者と教会法学者は、専門職を構成していた。彼らは手数料を支払う人々の申立てを喜んで弁護するものとして自らを保持していた。彼らは広い範囲の業務を行つた。なぜなら、当時の聖職者は極端に訴訟好きであつたからである。」「一、三の裕福な修道院との果てしない紛争に何年にもわたり係わり合わなかつた司教は、極めて幸運であったがあるいは彼の司教区の権利の極めて無頓着な後見人かのいづれかであつた。」「そして、教会訴訟のすべての道はローマへと向つていた。」

「教皇への上訴は、あらゆる訴訟のあらゆる段階でなされた。そして、最も有名なイタリア人の法律家たちは、弁護人（advocates）として雇われていた。司教の選出についての争一—遅かれ早かれローマ教皇の下に達する争一にしばしば巻き込まれたイングランドの王は、彼の支払いイタリアのカノン法学者を保持していた。」「若いイギリス人は教会法を学ぶためにボローニアに送られた。」「オックスフォード大学は、ローマ法とカノン法の学位を授与していたし、ケンブリッジ大学もその例を踏襲した。」

「教会法の欠如はなかつた。事実、聖職者の中の最も賢明であり、かつ、最も教会関係的な者は、多すぎると考えていたし、また、より金儲けになる科学のために、神学が疎かになることを嘆いていた。」

「そしてわれわれが教会『法曹』と呼びうるもののが形成された。」「司教裁判所において実務に携わる」とを希望するカノニストは、その能力を司教に満足させねばならなかつたし、また、誠実に実務を行うために宣誓をせねばならなかつた。」

「教会裁判所は、advocate（依頼人に代わって弁護する人）【弁護人】も、まだ、procurator あるべし procter（依頼人本人を代理し彼の訴訟に出席する人）【代理人】の両方を知っていた。」

これに対して、国王の裁判所のまわりに同様の一いつのグループが時の経過と共に成長してきた。すなわちそれが、「attorney（教会法の proctor 代理人に相当するもの）」⁽³⁾ ~ pleader, narrator, counor（代弁人）（教会法の advocate 弁護人に相当するもの）である。そこで、メートラングのいれらの指摘を踏まえて以下の一いつの種類のものについて、まろしく瞥見してみたい。

(a) プリダア pleaders（代弁人）

まずプリダアという職業について見るに、一二世紀半ばから一三世紀にかけて、プリダアといわれる人々は、その活躍を国王裁判所に限定されらず、国会も難しい法的問題を彼らに付託していた。⁽⁴⁾

そもそも、訴訟になつたとき、友人の援けを借りて訴訟をする plead ⁽⁵⁾ ことが出来なかつた時期を画定する」とは困難であるといわれるほど、この慣行は古い。問題は、いつプリダアという専門職業が発生したかである。

また一三世紀初頭までには、前述の如くローマ市民法とカノン法の専門職業家が多く存在するに至つたが、その時代には、国王裁判所においても、訴訟が多くなつていた。また一方では市民法とカノン法が、他方ではコモン・ローが緊

密な関係にある時代であり、教会裁判所とコモン・ロウ裁判所との双方において、実務に携わる多くのものが存在していたと推測されている。⁽⁶⁾「なおプリダアといわれるものが当時如何なる行為をしていたかについては長くなるので注⁽⁴⁾に譲りたい。」

(b) アトニー attorney⁽⁷⁾

他方一三世紀、すなわち、ブラクトン時代には、アトニーは、いかなる意味においても、「裁判所の役人 officers of the court」でもなければ、閉鎖的な専門職業的階層をも構成していなかつた。⁽⁸⁾おそらく、あらゆる「自由で合法的」な人は、他人のアトニーとして法廷に出頭しえたであらうし、婦人も夫人もアトニーとして出頭しえたろうという。⁽⁹⁾したがつて、司教はその聖職者を、修道院長は修道士を、貴族はその執事や騎士をアトニーに任命しただらうという。

しかしその転換はエドワード一世の時代に到来した。この時に、法廷弁護人のみならず、アトニーに新しい定義が与えられるに至つた。⁽¹⁰⁾

そもそもアトニーの任命の権限は、国王の恩賜によつて認可されうる特権であつた。

国王は、自身を、しばしば本人が法廷に出頭せねばならぬという古き法の外においてきた。そして、彼自身の代わりに代理人をおいて訴訟行為を行わせたが、それが他の者にも認められるに至つたために普遍化してきたといわれている。すでにグランヴィルの時代には、このアトニーを任命する権利は、国王裁判所においては、民事訴訟に従事するあらゆる者が享受するにいたつていた。但し、アトニーの語は未だ殆ど使用されておらず、responalis と称せられていた。⁽¹¹⁾しかもこの権利は狭く制限されていた。それは自身で法廷に出頭し、そこで代理人を任命せねばならなかつたらである。一般的に代理人を任命する権限は例外的であり、国王の令状によらねばならなかつた。そしてその場合は、特別の理由が示されることが必要であつたのである。⁽¹²⁾

しかし、前述の如く一二九二年にエドワード一世の令状を契機に一つの転換が生じた。この令状は通常エドワード一世の一二九二年の令状と称せられているものである。⁽¹³⁾それはアトニーおよび研修生に関して、国王は、人民訴訟裁判所の首席裁判官ミーティングムおよびその同僚に、あらゆる州から一定数の、善良な、立派な、かつ、見込みのある学生を、ミーティングムたちの裁量により指命することを命じ、しかもそのようにして選ばれた学生たちは、裁判所に随行させられ、かつ、その職務に参与さすべきであり、そして他の者にはこれを許さない、という令状を発したのである。

その数は一四〇人と示唆されたが、彼らの裁量によつてその数は増加しえたと考えられている。そこでこの令状は、裁判所の監督の下に法学教育をおくという結果をもたらすことになったという点で特色を有するものである。ただこの令状がイギリスの法学教育の始まりかどうかについては、二つの場合を分けて考えねばならぬとプラクネットは言つている。⁽¹⁴⁾

第一に、彼によれば、最も暗黒時代においても、きまり文句的な法学というものは存在していたし、一二世紀には効果を挙げた法学校というものも存在していた。しかし、イギリス法を教える法学校というものは存在しなかつた。

次にロンドンにおいてはかなり事情が異なつていた。それは多くの裁判所がロンドンに存在していたためであるといふ。しかし、

① 一二三四年国王の命令によつて法学校が閉鎖されてしまった。「但し、その理由は未だ探求していない。」

② 一二五九年には、当事者は些細な事件に関して、法律顧問に依頼するよう強制されることはないという勅許状が発せられた。

③ そこでその反動として、一二八〇年の記述には、法律家として十分に教育されたものがいないという不満が出されたことが述べられている。

一二九二年の令状はいわばかかる状況を背景に背負っていた。なおロンドンでは市当局が独自の対策として、次の処置をとつたといふことも付言しておきたい。すなわち、

① 相当よく法律家の職務を知っているもの以外の出廷を禁止した。

② 法律専門家を計算人、代弁人および出廷代理人の三部門に分け、それぞれの特別の機能を営むものとした。
なお、ロンドンの弁護士とウェストミスターの弁護士に共通したものがあるという証拠はないが、殆ど同時に規制と教育とを必要としていたことは事実であると指摘されている。

ところで以上の状況から、直ちにプラクネットやメートランドのように高い評価をこの令状に付与することにはなお検討の余地があるようと思われるが、やはり一三世紀末における法曹界の知的水準があまり高くはなかつたことだけは事実のように思われる。またそれだけに、人材が払底していたとも推測されうる。したがつて、プラクネットのように、「将来の世代の法律家」を「大学（の学生）に求めたとするならば、イギリス法制史の進路は、非常に異なつたものとなつたに違ひないことは、全く明らかである」という指摘については、確かに言われる通りかも知れぬが、他方、ローマ・カノン法とローマ市民法を別にすれば、はたして、イギリスの当時の需要に応じうる法体系を、そもそも大学で教授するに値するものとして持ちえた否かをまず検討しておかねば、かかる指摘の妥当性を認めうるわけにはいかないのであらう。換言すれば、当時のイギリスの世俗法が、なお慣習に依存せざるをえないほど体系化されておらず、したがつて、その人材育成方式もまた、経験主義的に教育せざるをえなかつたと考えるべきではないのかというのが、私の疑問である。⁽¹⁵⁾ この点は後述の「大学」における法曹家育成の機能の有無を考察する際に、また世俗裁判所における中央集権的組織化の問題を考察する際に再び言及してみたい。

なお apprentices という言葉は、一二九一年のエドワード一世の令状の場合には、文字通り研修生を意味していた

が、一世紀の内にこの語はその用法が不適当になり、意味も変わってしまったといふとものゝで摘示しておきたい。

すなわち、リチャード一世（一三七七—九九）時代になると、研修生の間に格差が生じ、高位の研修生は名士であり、専門的知識をもつて政府に助言しらるものもあり、大多数の貴族同様の課税が課せられうる状況になつてきただと
⁽¹⁶⁾いう。

ところでエドワード一世治世の時代に、未だ今日的意味ではないが、一定の専門職業的アトニーが興隆したのは、正式に任命されたアトニーに対する裁判所の統制と、また、令状あるいは制定法によつてアトニーを任命するための許可が与えられることがしばしばあつたことによる、といわれていて⁽¹⁷⁾いる。

尤も、ロンドン市では、プリダアを規制する條例と同一の条例によりアトニーは規制されていた。そのことは、いかなるアトニーも、プリダアの専門職業に従うものではないという形で規定されていた。おそらく、この準則は国王裁判所においても同一であつたろうと言われていて。

なお前述の一九二年の令状は、研修生のみならずアトニーも取り扱つており、おそらく三つのコモン・ロウ裁判所に付着された専門職業のスタッフを作り出し、そこからそれらの裁判所の訴訟当事者は、その法的代理人を選択せねばならなかつたのであらう。「但し、それがギルド制の普及と軌を一にするものであるかどうかは検討の余地があらう。」尤も、この條例にも拘わらず、おそらく国王は、令状に指名される人を、彼のアトニーとして任命することを許容する令状発給権を、直ちに放棄してはいなかつたろうと言われていて。だがかかる例外はあるにせよ、この命令の下で、コモン・ロウ裁判所のそれぞれの裁判所の判事によつて任命された人々は、プリダアと同様に、国王裁判所において訴訟当事者を法的に代理し、かつ、この機にその裁判所において訴訟を進める *pleading* 実務的な独占権をえてきたのである。⁽¹⁸⁾そしてこゝに、法的業務に関し、アトニーを任命した「裁判所職員 officer of the court」と、アトニーをする過

程の分岐の端緒を見出しうるとホールズワースはいう。さらにまた、それが行為領域をブリダアのそれと分離させることになった所以でもあるといふ。⁽¹⁹⁾

ところでエドワード一世時代におけるこのアトニーとブリダアの専門職業としての興隆は、裁判官の構成にも当然に影響を及ぼすに至つた。ヘンリー三世時代（一二一六—七二）後半には、法曹から裁判官を求める傾向の兆候はすでに存在していたが、それはおそらくこの専門職業が独立したものとして興隆したためであろうとされている。そして、それはエドワード一世時代に助長されてきた。それはこの期に単に裁判官のみならず、すべての文官の部門において聖職者のみならず、このように育成された俗人を任命する傾向が生じてきたことと軌を一にしていたことによると思料されている。いま法曹関係についてみれば、例えは、エドワード一世の時、九名の *serjeant at law* がいたが、その内の七名が裁判官に任命された。また、一六名の「attornati regis」の内から、あれこれの裁判官の判事に四名がなつた。さらにもう一名は財務裁判所の長になつた。さらにまた聖職者も裁判官になつていて、エドワード二世（一三〇七—一七）の時には、すでに人民訴訟裁判所の判事に、一〇名乃至二名の俗人判事が就任していたのに対して八名乃至九名の聖職者の判事が存在するまで比率が変つていた。王座裁判所では、六名の俗人判事にたいして三名の聖職者判事がおり、財務裁判所では一二名の俗人判事に対して一三名の聖職者判事が存在したという状況に変化してきていた。⁽²⁰⁾ 未だ不明な点は多いが、世俗的要素の強化として見とることだけは出来そうである。だが反対に、このことは、エドワード一世の時代でも、聖職者がこれほど世俗裁判所の判事として機能していたことを現わす指標にもなつていて、ことには留意しておくべきであろう。⁽²¹⁾かかる意味では一二九二年の令状の意義は、後世のイギリス法曹界の発展をみる上で重要であるにせよ、当時において直ちに世俗的権力から聖的権力の影響を排除する要素をもつたものであるとは即断できないようと思われる。

(1)

前掲ト目〇九頁。代弁人 (narrators) が上級弁護士 (serjeant) にたぬく指摘されしる。ただ、narrator は、ソトに見るが如く、代弁人といふ訳で一応私を了解してしるが、後に考察する所、narrator が直線的 serjeant にたぬよくな印象を与える表現には、些か納得しがたしむのをもつてゐる。その点を留意しながら以後の考察を進めたい。

またわが國でも、narrator は「代弁人」の訳を付する例が多くなりに思われぬ。田中、英米法辞典参照。ただ同辞典では、プリダアと「証答書」の訳がせられてゐる。のち代には、前述の如く pleader, narrator, counter は、あらゆる呼称がせられてゐる。ハルムの體意がねたい。

(2)

Maitland, Outlines of English History, 560~1600, in The Collected Papers of Fredric William Maitland ed by H. A. L. Fisher, 1911, vol. 2, p. 469. 森泉章謹証、「イギリス法史概説」、学陽書房、一九九一年、一〇四頁証。

(3)

Maitland, op. cit., p. 467 et seq. も謹証がねた森泉は、プリダアは「代弁人」の訳をせしる。前掲一〇五頁。なよ、ct. Holdsworth, op. cit., vol. 2, p. 312 et seq.; Pollock & Maitland, op. cit., vol. 1, p. 211 et seq.

(4) Holdsworth, op. cit., vol. 2, p. 314. 現在のわが國の法律辞典では、プリダアを「証答作成弁護士」としやしが見ていないが、歴史的見地、別の重要な役職を據つてゐる。今日の據え方な一七世紀における変化を前掲としているものと、ハクネッム、前掲下目一九頁。やなむか、一七世紀の二〇年代めどり、イング・オガ・ヒーリーの多くの研修生が訴答作成事務と不動産譲渡事務を専門的に学んで、pleader, equity, draffman, conveyancer の如く新ひた細分化された法律専門職の分野のメンバーとして実務をとつた。ハルムは法廷は立つ弁護士といへば必要がなかつたところ。尤も、ヒーリーは、一三世紀にすでに土地譲渡に関する移転行為 conveyance をやる人との間で証明書を交換する事柄である。Maitland, A Conveyancer in the Thirteenth Century, in Collected Papers, op. cit., vol. 2, p. 190 et seq. しかし、他の些な問題の問題がい難れぬので単なる指摘に留めた。

だま、pleader の証明書を請うるハルムも、plead は由來あるのやねが、の pleading [許答] に組合せても理解するハルムだ。一般の證明書を請うるハルムも、see Miller, op. cit., p. 295 et seq. 由來 plead の基になつた plea は、ラテン語の placitum (動詞の placere, やなむか、to please) は由來あるのや、ハセマ・トム・トム・サ語を通じて英語になつたものやれる。古典から、証明書 placitum は「意図」を意味した。かかる用法は、ガイウス rebatio placuit [L. 5, § 1D. de acq. rer. dom. (41, 1)] と記述される。また、placitum は「私的合意」のためによつた。それがハルムトムの pactio を定義づけた形で用い、普通になつてゐた用法やねだ。ハベナリタス法典では、principum placita は constitutions のために用いられた。そ

れはもともとガイウスのテキストから生じたものであった。それは恣意的な pleasure を意味するのではなく、公衆が、勿論極端な尊敬の念をもつて皇帝の決定を受容することを意味したので、ガイウスはトレバチウスを“please”したことに依拠したときの用法であり、広く用いられていたように思われる。

それが中世になって、現代国会機能の芽であった行政・司法業務に関する慣行に適用になった。それは会合、裁判所、決定あるいは判決を求めて提起された事案を意味しておいた。

さらに海事法上の慣習から“mettre en plet lo senyor de la nau” [運営所有者 managing owner に対して訴えを提起する] という用法が生まれた。plaid という短い形でのこの語は、現代のフランス語ではなくないしそうだが、それは英語の plead 等々のように、一般的な plaid, plaidoyer という形で用いられていたという。

ところでボロック＝メーテルによれば、一二世紀末までには、既にかかる pleader という法的職業は存在していたという。しかしそのクラスの発展は緩慢であった。それは、第一に一定の古い原則によって妨げられていたことによるという。それは、古い訴訟手続が、自身の出頭と自身の運営を求めていたからであると指摘する。代理 agency という観念はそれほど古いものではないとされる。第二に手続が儀式的である限り、また、訴訟の全運命が法廷にあるときに、当事者の正確な言葉に依存する限り、訴訟での申立技術を勉強する熟練家によって代表されるべきであるということとは、殆ど当えていない。しかし、 plead する前に、一団の友人を法廷につれて行き、彼らに相談 counsel やねじとは古くからあつたという。しかし、彼自身の法廷での発言は絶対であったので、この友人の発言は本人によって否認された。一二世紀においても pleader の発言の否認された例を見出すという。したがって、彼らがいつ雇用されるのが普通になつたか、彼らが専門職業のメンバーとなつたかを見究めるとは困難である。というのは、記録には、pleader の発言が否認された場合のみ記録されてしまうからである。op. cit., vol. 1, pp. 211~2. われらのことを勘案してみると、pleader の訳としては、「代弁人」が適切かも知れないと考へ、当面の語によることとした。

Counsel の概念については、see Maitland, op. cit., [Outlines] p. 471 et seq. この概念は他の専門職業の部門とは異つたルーツから生じてくる。それは相談者 [counsel] という意味からである。それは裁判所へ友人を伴つて行くことから生じてくる。この概念は一二世紀初頭、すでに死刑の彈劾を受けている被疑者は、「カウンシル」なしに答へねばならない（自身で答へねばならない）というのがその特殊の標識になつたほど普及化していた。その後、時々、本人の言い分のセリフをかけてやるのみならず、代つて発言する」と認められてきた。ここに古い極端に言葉の正確その要求がかえつて不正義的に機能しているので、かかる相談人が必要になつてきただと言われている。

人は当然に単に舌の滑った場合は修正する機会をもたねばならない。しかも、古い法的原則はその修正を認めなかつたのであらう。しかし彼のために他人が舌を滑らしたとしてもその責を本人が負う必要はない。ここに古い法と現代の衡平の奇妙な妥協が生れてき

たといふよ。換われば、「カウンシル」の一人をして代弁せらる利点は、本人がそれを認めない限り本人を拘束しないといふ点にあつたといふ。

そこで当然には抜け目がない熟練した友人を選ぶ。それが対価を支払つた友人といふものになつてゐる。そして「熟練した pleader」がクラスを形成してくる契機が生じたといふ。また訴訟当事者と友人との関係が大きく変わつてゐるといふ。尤も、最後まで「友人」という性格は失われていなかつた。反対に理論的には、「カウンシル」は、他人のためのものであつて、自己のためには訴訟しえなかつた。なお、おそらく雇れる pleader が国王裁判所のまわりに集つてゐるが、ヘンリー二世（一一六一七二）の治世であつたらうと云はれてゐる。すべての訴訟当事者の中で若干のもの、いとくに国王等、最も忙しい人々は、ペイを支払つて當時 pleader を雇つた。彼らがすなむか国王の serjeant at law になつてゐた。やがてハムワード一世の時代に、詳細は不明であるが、いれら専門職業的 pleader と専門職業的 attorney を判事の統制の下におき、正式に法の管理者 ministry は叙品された人に業務の独立を確保させ始める過程が進行していゝだふマーチンハーバーによつてゐる。

(5) Holdsworth, op. cit., vol. 2, p. 312; Pollock & Maitland, op. cit., vol. 1, p. 214 et seq.

(6) Holdsworth, op. cit., vol. 2, p. 313. 疑ふめどなく、いわゆる多くの多くのばねやんとそれぞの業務を行つてゐた。一一世纪に、聖職者の懶かさ、聖職者が世俗の裁判権に関して何らかの役割を演じるといふが抑制され出した。第五次ラテノウ會議では、聖職者自身が関係してゐる訴訟であるとか、貧民の訴訟における場合を除き、世俗裁判所において弁護人 advocate として出頭するといふが禁じられた。

なお、聖職者の世俗業務に携わるといふを教会側で禁止した指令が一二世纪には繰り返わぬが、その理由の一つに、聖職者は死刑を宣告するといふができなかつたことを擧げるゆゑのゆゑ。Robinson, op. cit., p. 140. がむし pleader が、當時行つた実務は、国王裁判所に限定されなかつたことおもむかに記しておわざ。すなむか、國公は、困難な法的問題については判事のみならず、彼らにも付託した。また、定期市裁判所における実務にも携つてゐた。なお、マナ裁判所の領主が彼らの出頭を禁じた場合もあり、また反対に一二八〇年には、ローマン市は pleader へ attorney が民事法廷で実務に携わるといふを認めるための規制を制定してゐた。Holdsworth, op. cit., vol. 2, p. 314.

マハヨー・ホガ・パリス Matthew of Paris の般くだいいから、いの御書にはすでに pleader は serjeant at law の特色ある服装、すなむか、coif を採択し始めたといふ。しかし、serjeant at law の階級がその他の pleader と未だ異なるものとしてはおそらく存在して、なかつたらうといわねじふ。serjeant から serjeanty へと云葉は、極めてからじらの種類の「奉仕」を表現するための普通の語葉であつたからであ。Holdsworth, op. cit., vol. 2, p. 314.

しかし、人々が階級として形成されやうとした時間がかかるなかつた。その表現は後述の一三九一年の令状であつたといふ。

だが法的教育のシステム化のため、そして、その運営を託されたものに、裁判所で実務をへりふる者の資格をもる者を選択するの特権を付与やるに關しては、次の時期まで待たねばならなかつたところ。Holdsworth, op. cit., vol. 2, p. 315.

(一) Holdsworth, op. cit., vol. 2, p. 315; Pollock & Maitland, op. cit., vol. 1, p. 212.

Court of Judicature やらの言葉は、現在では、一八七二年の最高裁判所法八七条によって廃止され、その代わりに、Solicitor of the Supreme

(二) の点にかんし、ホールズベリーの「英法」では、第四回巻「ハコハタ Solicitor」第一節「歴史的序説」や、次の如く述べてい
る。「一八七二年の最高裁判所によつて、すぐれた solicitor, attorney, proctor は最高裁判所の solicitor になつたし、かかるものとして裁判所職員になつた。しかし、そのとあわゆる solicitor とやらの言葉が attorney やらの言葉に次第に取つて代わつておいていた。それは、次第にこの二つの専門職業が一人の人に統合される慣行が増加してあつたからである。尤も、ロモン・ロウ裁判所における実務家は変らず attorney と称せられたが、attorney は、他人に代わつて行為するがなる人を意味し、また、例えは、捺印証書を作成したりする。一般的意味におひる attorney を権限付与する権限は、ずつと昔から存在した。訴訟における原告あるいは被告を代理するのが業務であった Attorney-at-Law は、しかしながら、より最近の起源のものである。一三世紀までは、訴人は自身で出頭するゝことが要求された。尤も、一度出頭すれば、特許状あるゝは国会法によつてその都度任命された attorney によって代理されたかねども。しかし、一三一五年に、ヤーメン法はすぐれた自由人に attorney によつて訴えを行はるゝとを許容した。そしてこの原則は、次第に拡大された。あや、solicitor が一五世紀に衡平法裁判所に現われた。そりでは、彼らは、ロモン・ロウ裁判所において attorney どもへて取扱はれた仕事が裁判所職員によつて遂行されていたので、法律家としてより、実務上の代理人として行為したよつて思われる。最初 solicitor は attorney なりや劣つてゐると思はれた。そして、一六五四年に、裁判所規則が attorney として認知されるための資格の一いふゝド common solicitor を五年経験せねばならぬと規定した。一七一八年法は、それに続いて更新されたが、専門職業として認知せらる場合を規制し、将来の発展のための基礎を形成した。」「一八世紀末までは、attorney と solicitor はイング・オガ・ローの構成員に任命された。一方では裁判官によるすぐれた attorney と solicitor をイング・オガ・ローとイング・オガ・チャーチの構成員にすることが繰り返し要求されていたが、他方では、イング・オガ・ローの側の attorney と solicitor がその構成員から排除し、一七世紀末までは殆ど attorney の手中に独占されたイング・オガ・チャーチを駆逐しようとする締めつけ政策が次第に採られた。一七六一年に、団体のイング・オガ・ローの理事会規則は、いかなる attorney もかは solicitor も、その業務を二年間辞めた後でなければ法庭に立てないところの趣旨のものを制定した。やゝ、一七九二年にリンカーンズ・インが、そしてその後他のイング・オガ・ローが採択した規則が最終的に attorney と solicitor イング・オガ・ローの構成員からの排除した。(やもやも) 一七三九年に The Society of Gentlemen in the Courts of

Law and Equity が、公正にして審査ある慣行を促進し、かつ、やがての不公正な慣行を発見し断ち切るためと設立された。この協会は attorney を「¹¹・オウ・ロー」の構成員から排除する規則をつくらとして失敗した。しかし、Scriveners'Company 「¹²書人組合」が土地移転行為において事実上の独占を確立しようという要求は打破しえたし、まだ、少なくとも一八一六年にその記録がなくなるまや、attorney に関する専門職業的事項を批判し立法を発案する積極的活動をし続けていた。」と述べている。

そもそも attorney の語は、古代フランス語の *atorn* に由来し、任命された者という意味で用いられた。SOD 参照。¹³ の言葉は、古の著者によれば、他人にかわってその地位に立つむのを意味していた。Byrne's Law Dictionary, p. 82. しかし、それは法律学の誤用に由来するものであつたらし。

といひや、その中の若干のものば、attorney at law のよつて公的なものであつた。しかし attorney at law が、以前はロマン・ロウの上級裁判所で実務をとるといふが詐称された人を指した。彼らは自身で出頭しない訴訟人のためにそれらの裁判所で訴訟手続を進めた。実際にまあひむる attorney は solicitor やあつた。そしてロマン・ロウ裁判所における正式の手続においてのみ attorney と呼ばれたのである。

なおカノン法訴訟制度では、ホールニアによれば、代訴人 procureur が存在した。それはそもそも、ローマの訴訟手続において、訴訟代理人 procureur として彼を代表せねりふを当事者に詔められた。それが一二世紀になむる、訴訟人 procureur として義務ではないが、頻繁に用いられるようになつたとさう。しかし、彼らは、代訴人組合を形成するじふはしなかつた。ホールニア、前掲五一頁以下。

(だね、attorney の訳に森泉は「代訴人」の訳を付してゐる。前掲一〇五頁¹⁴)

(∞) Pollock & Maitland, op. cit., vol. 1, p. 212.

(9) Pollock & Maitland, op. cit., vol. 1, p. 212 et seq. プラクネック、前掲下四〇一頁。

(10) Pollock & Maitland, op. cit., vol. 1, p. 213, pp. 214~6. プラクネック、attorney が専門家でない場合を例示すると共に、報酬をみて行の堅いド、その職業が閑散的であつた点を指摘していく。前掲ト四〇六頁注(12)。なお、ハリー二世時代「グランヴィル時代」においては、まだ専門職業的弁護人が生成されておひなかつたが、歴史のアヌスティ事件がよく専門職法律家を生んでくる以前の状況を示してゐるとこわれる。Pollock & Maitland, op. cit., vol. 1, p. 158 et seq.

本件は、リチャードが、叔父の相続人として、一定の土地を主張した。それは現在占有中のフランシヨルのマーベルが非嫡出子であるところ理由によるものであった。彼はノルマンディにいる国王の令状を請求した。彼はすぐ後で、大司教に宛てたもう一つの令状を請求した。それは非嫡出子の問題は教会裁判所へ移送されるかもしれないためであった。この靈的法廷における訴訟は飽き飽きするほど長いものになつた。それはその訴訟のために、場所から場所へ、月から月へと空間的時間的広がりを要した。国王は、トル

ーズへ遠征のために軍隊を召集した。リチャードが、戦争にも拘らず、大司教の手続を進めるよう命じるか、一つの国王の令状をうるために、ガスコニュまで行かねばならなかつた。この訴訟はもう一年かかつた。その間に、彼は約一〇回も大司教裁判所へ出頭せねばならなかつた。彼は彼の事務官をローマへ送り、教皇は特派判事を任命した。そこで彼はまたローマへ代理人を送らねばならなかつた。やゝと教皇が彼のために決定を下した。そこで彼は、国王裁判所に従つて巡回せねばならず、数週間を費やした。Holdsworth, op. cit., vol. 2, p. 229 et seq., p. 313.

他方、Pollock & Maitland, op. cit., vol. 1, p. 214 et seq. は、この専門職業の pleader の出現の契機として、以下のように述べてゐる。

「彼の教会裁判所における訴訟のために、彼は当然に専門職業的援助を求めた。そして、彼はそれをこの国に居住するイタリア人の法律家からそれをえた。彼の中には、マスター・アンブローズ Master Ambrose がいた。彼はあらゆる意味でイングランドで第一級の人であつた。」「しかし、国王裁判所においても、友人と援助者と Pleader によって取り巻かれていたし、その中に Ronulf Glanvill がいた。」「しかしながら、長い間、世俗裁判所において専門職業的法廷弁護士については殆ど聞かれなかつた。」「トマサウ・ルウ・ペリスが「彼の年代記で」、国王が雇い、かつ、教会の選定が国王の意に背いて行われた時には、彼らをは夷してしまつといふの、大声をあげるレジスト一味に対して一杯不満をもつていたために、次のことはより注目に値する。彼らはイギリス法においては熟練していなかつた。彼らはロマリストであり、カノニストであつた。彼らの多くは外国人であつた。彼らの中で最も有名なものは、トマサウ・リボームによれば、著名なホスティアンシス Hosteiensis であつた。」

「イギリス法に関し博識であると記されている唯一の人達は、国王の裁判官である。彼らは、一見したといふでは、一般大衆から雇傭を求める一团の advocate (弁護士) からではなく、国王の使用人、国王の宮廷の事務官、国王の chancery (書記局) の事務官、ならびに、徒位的職においてよき業績を残した素人の中から選出されてゐる」とある。

しかし、やがて序々に pleader が専門化してくる状況を次の如く述べてゐる。「しかしながら、一一一五年のペリスの記事で、彼が我々に、如何にヘンリーが、弾劾をもつて年とったバーベート・ム・ブル Hubert de Burgh を詔を語るときに、ハーバートの誠実な相談人たるローレンス・オヴ・セント・アルバンズを、わねわねが、普通『カウンター counters』と呼んでいるベンチのすべての弁護士 advocates に対して争わねばならぬとして現わしてゐる。」

「国王はすでに恒久的に数多くの人を国王のためのに訴訟を弁護するために保持していたように思われる。しかし、人々が、国王の利益が問題になつていない場合に、他の人々のために自由に弁護しえたかどうか、また、彼らが排他的被聽權 audience を渴望していたかどうかは分からぬ。」

「しかし、法律家が、ロンドンにおいて急速にシティ・ホールを占拠したように思われぬ。」「一二五九年に国王は、市民の選挙場

やその他の裁判所で、市民は、法律家(*causidici*)なしに、彼ら自身の訴訟を弁護しうる「*causidici*」とを市民に譲歩することを余儀なくされた。但し、国王の訴訟、土地の訴訟、ならびに、不法な財産差押えを除いて。「*causidici*」とは、ロンドンにおいて、専門職業的カーストが異常な迅速で発展していたことを示すように思われる。」と摘要している。

また、」の詫あやに、教会裁判所の慣行は、範例として役立つたであらう。」Fattorney はカノン法の proctor の専任的等価物であり、『narrato』『countor』さかへん述の advocate の専任的等価物である」程になつたといふ。

「一九一七年の枢機卿オットー Otho の教皇使節命令 constitutions は、同教の下で、その職務を遂行し、かつ、正義を堕落させない宣誓をするが、一定の例外的事案における場合を除き、教会裁判所で advocate として、いかなるものも奉仕することができます」と定めた。「かくして、閉鎖的専門職業的 advocates の団体が形成され、これが同様の『countors』の団体のモデルとして役立つたろう。」と云ふ。

(11) 田中英夫、英米法総論上、東大出版会、一九八〇年、七六頁以下。「一二世紀末のグランヴィルの書物には、すでに、当事者の代理人としての responsalis についての叙述があり、一二世紀中葉には、これに代つてアトニー (attorney) という地位が成立している。そして一二世紀後半には、「アトニー」のように当事者の代理人として事件を持ち出す役ではなく当事者の主張を法的に構成する」とをその任とした narrator という別の地位が成立する。」の narrator という地位が発生した」とは、法の技術性の高まつたこととを反映するものである。」と指摘している。」の叙述には疑問が存在する。第一にアトニイを「地位」として捉えた点にある。第二には responsalis に代わってアトニーという地位が成立したとしている点である。そして第三に、それとは別の narrator という地位が発生したとする点にある。

[Outlines], p. 474. それを稀と見るかどうかはもう少し検討の余地がありそうである。

(4) インズ・オヴ・コートの起源と機能

(a) 起源⁽¹⁾

前述の如くエドワード一世は一二世紀末に、法の訓練生のためにある用意をするよう指図した。⁽²⁾ そこからの数世紀間に亘る訓練生育成の結果、そこに一つの組織が形成されるに至り、そこで初めて attorney, students, barristers を識別することができるようになつたといわれている。それはサーチェンヌ serjeant が追求した道と異なつた過程によりこの組織に到達したものである。⁽³⁾ しかもサーチェンヌの下に、この職業は、インズ・オヴ・コートとインズ・オヴ・チャーチアリーという同僚団体の訓練、教育ならびに共通の生活を通じて、その教育とその組織を獲得した。しかも、このインズそのものにおいては、サーチェンヌはなんらの役割も演じなかつたという。⁽⁴⁾

ところでこの組織化については、当初から、アプレンティス（研修生）の間でグレイドがあつたに違いないとホールズワースはいう。その組織では先輩 elder men が事案を処理していた。この先輩は当然に数多く法のマスターとなり、ロンドンにおいて共に生活し、生徒をとり、下宿させ、教育し、統制し、一種の準法人的形態を取り始めたろうと推測されている。もしこの憶測が当たつているならば、当初からインズは民主的ではなかつたということになる。この点に関する最も古い信頼すべき記録は、一四二二年のリンカーンズ・インのもので、当面の考察時期のことは憶測の域をでない。しかし、インズ・オヴ・コートが特権的地位をもつに至つたのがこの一二世紀末と言いえないことだけは明らかである。⁽⁵⁾ ただ一二世紀末に、新しいギルドのマスターがアプレンティスを教える場合に、そのクラスからインズ・オヴ・コートの四つの団体になる端緒が見出されうるようになつたことだけは確かである。その四つの団体というのは、いう

までもなく Lincoln's Inn, Gray's Inn, Middle Temple, Inner Temple であるが、その初期の歴史についても憶測の域を出ないといふ。⁽⁷⁾

(b) サージェントならびに判事とインズ・オヴ・コートとの関係⁽⁸⁾

サージェントと判事に関してと同様に、インズ・オヴ・コートとインズ・オヴ・チャンサリーに関するても、その最初の情報は、フォテスキュー（一三八五または一三九五一四七九？）の記述に期待されるといわれる程後の時代になつてくる。⁽⁹⁾

ところで、前述の如く、サージェントと判事は、この職業の支配者であつた。成程彼らが自分達のギルドを形成するようになり、サージェントになつたインズの構成員は、インズに所属しえなくなつてきたが、しかしその後もその出身団体との友効関係は長く保持されている状況にあつた。⁽¹⁰⁾

したがつて、このホールズワースの叙述から推論すると、この時期においては、世俗裁判所における判事育成も、すでにインズ・オヴ・コートの存在が関わっていたということにはならず、ましてや一四世紀初めまでに、その存在がローマ・カノン法のイギリス法への影響を阻止したという主張の論拠には援用しえないように思われる。尤も、資料が散逸しているので、それ以前の状況はわからない。ホールズワースによれば、前述の如くエドワード一世の時に、すでに一定種類の法の訓練生がおり、国王が彼らに判事たちがある統制行使することを望んだ証拠はあるといふ。したがつて、遡るとしても、せいぜいエドワード一世の頃までであり、この時期のコモン・ローが画定されたサイエンスになりつつあつた状態であつたことを考慮すると、インズ・オヴ・コートにローマ・カノン法ならびにローマ市民法の影響を排除するような力があつたと断定することは、無条件では受容し難いように思われる。

(c) 法に対する影響⁽¹²⁾

それであるからといって、われわれはハハで、一三世紀末において、インズ・オヴ・コートが法に対し、影響を与えたかったという指摘をしようとする程の証拠ももっていない。しかし、ハの当時、それがカネヘムの如く、法の「近代化」促進の要素になつたか否かについては疑問があるので、その時代のインズ・オヴ・コートに低い評価しか与えなかつたメートランドの指摘も同時に忘却出来ぬであらうと思つてゐる。⁽¹³⁾

(d) ローマ法の影響の衰退⁽¹⁴⁾

ところでポロック＝メートランドは、「ハムワード一世の時代の専門職業として代訴人が、科学として法を学んだといふ」とは、講義に出席しあるいは書物を読んだことになるか否かはわからない。極めて蓋然性の高いこととして、彼の教育は、一般的に純粹に経験的な種類のものであつたろう⁽¹⁵⁾と指摘している。しかし、ポロック＝メートランドは、彼らが時々レジストであつたともいつてゐる。そして当時においては、「書かれた法」、ハとに法諺とそれに関するより広い知識に対する尊敬が存在した⁽¹⁶⁾とは明らかであった。たとえば、Volenti non fit injuria, Melior est conditio possidentis, Res inter alios act 等々の言葉については、容易に、教皇ボナフェチウス八世の諸教令より、これらの顯著な一連の諺を見出しえるとこゝへいふ。ポロック＝メートランドは、確かにブラクトンのテキストの写本を眺めるとき⁽¹⁷⁾すでにローマ法の影響が衰退し、微かになつてゐる⁽¹⁸⁾ことを知ることが出来るところ。その例として挙げてゐるものは、新侵奪不動産占有回復訴訟 assize of novel disseisin⁽¹⁹⁾であった。しかしこの点も、前にも言及したハハであるが、不動産関係の法は世俗法に当初から属するものであるので、ローマ・カノン法の立場から見れば、当然の帰結であり、当時における法的状況を論じるには、それぞれの法領域の社会的機能の区分とその扱い手の問題を念頭におかねばならぬのに、その区分を無視し、一般的に論じてしまつた感があり、本稿の課題から見れば、なお検討の余地があるようと思われる。別の表現をとるならば、ポロック＝メートランドが「ローマニズムの衰退」と名づけるに値するものになつ

へしたが否かの検討の余地は、なお残るトコロである所だ。

- (1) Holdsworth, op. cit., vol. 2, p. 494 et seq., Halsbury's Laws of England, vol. 3, para. 1101.

- (2) Holdsworth, op. cit., vol. 2, p. 493, pp. 314~5.

- (3) Holdsworth, op. cit., vol. 2, p. 493.

ナーチュラル法廷の直接・間接に選択されたギルドから成る団体 order があつた。彼らは彼のインをもつていた。彼らの統一の維持、彼らの共通の専門職業と共通の特権と見出され得。ibid, n. 5. ややひは外国の法律家のギルドあるいは友好団体に類似してゐる所の指摘がある。

cf. Pollock & Maitland, pp. 211~6, Halsbury's Laws, op. cit., vol. 3, para. 1101. サージョン・アーム・ロウは111の由分自身のインをもつていていた。サージョンのインとして知られてゐるのである。人民訴訟裁判所、王座裁判所、のちに財務裁判所の判事もその構成員であった。法の研修生がサージョンになるとインズ・オヴ・コートを去らねばならず、サージョンのインの一につき参加せねばならなかつた。ソレド、人民訴訟裁判所の法廷における排他的被聽權を享受した。一八七五年一月一日まで、サージュントであるいとは、ロイヤル・コウの上級裁判所の判事職の必要資格要件であった。しかしその時以来新しいサージョンは作られなかつた。

- (4) Holdsworth, ibid.

- (5)(6) Holdsworth, op. cit., vol. 2, p. 496.

- (7) プラクティカル、前掲トロイ七頁。

統一の型をもつていた段階での構造は以下の如きのであつた。評議員 benchers^o インの評議員は、オックスフォード・ケンブリッジのトロロイ（評議員）と同じく運営機関を構成してゐた。

講師 readers^o 法学教育の精巧な制度を運営してゐた。サージョンのリーダーの中から選ばれた。

法廷外バーバタ utter or outer barrister^o 研修生の中で最もすぐれた地位のもの。講師のすぐ下の地位にある。ムーム〔模擬裁判〕で弁論する特権が付与される。〔ムームは生徒の教育のために上演されるもの。〕

イン内バリスト inner barrister^o 弁護士見習であるが、後に程なく単にスチューデントとして知られるものになつた。

なお、中世末期になつて、インズ・オヴ・コートから締め出されるまである種の専門の代訴人も存在してゐたといわれる。

またインの数が増ふるにつれて、副次的インがの四つのインズに従属し、これらは先にも触れたインズ・オヴ・チャンセリヤーと称

わられた。そして最後にこれが専ら narrator と solicitors のための施設になつたといふ。プラクネット、前掲四一七—一八頁。

教育システムについては、Holdsworth, op. cit., vol. 2, p. 506 et seq.

一四世紀中には、研修生は、一つのイングから他のイングへとその住居を何回も替え、それは、オックスフォーム・ケンブリッジのホール hall 発生の経緯と全く同じであつたといふ。プラクネット、前掲四一七頁。

研修生はある先輩 senior master の周囲に集まり、また先輩は研修生の生活の長となりて勉学を指導したといふ。裁判所もとの取り決めを承認し、先輩に資格授与の選定を許可した。プラクネット、前掲四一七頁。

なお Sir William Ball, Lincoln's Inn, 1947, p. 12 et seq. [Chapter 2 Origin of The Society] によれば、ハムバーレー社の時に研修生が出現し始めたといは確實であるといふ。しかし、この頃はまだ構成員は、実務家になりうる前に、予行演習の若干

をめぐらすが、Halsbury's Laws, op. cit., vol. 3, para. 1102. やハグ・オウ・バーの構成員は、実務家になりうる前に、予行演習の若干に出席し、役割を演じたが、それは、barrister の名を創始したムード moot と関係している。

- (8) Holdsworth, op. cit., vol. 2, p. 508 et seq.
- (9) Holdsworth, op. cit., vol. 2, p. 449, Sir John Fortescue, De Laudibus Legum Angliae, c. 49.
- (10) Holdsworth, op. cit., vol. 2, pp. 508-9.
- (11) Holdsworth, op. cit., vol. 2, p. 495.
- (12) Holdsworth, op. cit., vol. 2, p. 510 et seq.
- (13) Maitland, Outlines of English Legal History, 560-1600, in Collected Papers, op. cit., vol. 2, p. 483. なおこの箇所を、ショガーマンは引用してゐる。D. ショガーマン、「イングランドの法と社会—法の歴史社会学」、法文化研究会編訳。風行社、一九九三年、四二一頁。但し、引用文と原文の間に多少のズレがある。それをお抱ひか、ショガーマンがいひやうに提起してゐるが、『法、近代、そして『イングランド的なの特殊性』——ハーバーの精神によるハーバー』であることを認めさせておき、「オーナーリクスな法史学一般史学」とは対照をなすといひ、イギリス法の非合理性を指摘するハーバーの見解をめぐる検討を展開していく中の摘要である。その意味では、カネイムの指摘との間に大きなギャップ・ホウ・バーは闇やる史的評価の違いは、基本的な現代的論争の性格をもつてゐるに違ひない。
- (14) Pollock & Maitland, op. cit., vol. 1, p. 134, p. 217 et seq.

(15) Pollock & Maitland, op. cit., vol. I, p. 217. 一三〇七年、裁判官が法廷弁護士に次のようないふいふ。 "Passer ley, you are a legislist and there is a written law which speaks of this matter, Cogi possessorem etc."

(16) Volenti non fit injuria は、回復を許さぬための也。不法侵害は成立しなかつて法讐や、今日でも多く使用される証葉である。 Melior est conditio possidentis は、Melior est conditio possidentis, ubi neuter jus habet として用いられる法讐や、二人の中、しゃれもが権利をもたない場合、占有者の地位が優先するよりの意味である。 Res inter alios acta は、他の人々の間で行われたものという意味で、その行為の効果の限定性を表す場合によく用いられる。たとえば、Res inter alios acta alteri nocere debet といえば、本人に關係の第三者間で行われた行為によつて損害を蒙るゝときは、その譲になら。

(17) ハンリー一世のとき設けられた不動産占有回復訴訟。

(5) 大学における法曹家育成機能の有無

ではなぜ、大陸における如く、大学で法曹家の育成がなしえなかつたのであらうか。先にも触れた如く、大学での法の教育は、カノン法とローマ市民法に限られていたのは何故であったのであらうか。⁽¹⁾ 確かに、インズ・オヴ・コートがいろいろの点において大学を模倣した点はあつた。しかし、そのことと積極的に大学で法曹家を育成しなかつたこととは別次元の問題であり、大学での世俗法に関する法学教育をしない論拠は、それ自体の問題として追求しておかねばならない。反対にそれは、大陸における世俗性にかんし、なぜローマ・カノン法とローマ市民法が大学で教育され、しかも両者が密接不可分であつたのかという問いに対比されるべき設問である。⁽²⁾

この点に触れるものは少ないが、たとえば、カネベムはこの点について言及している一人といえよう。しかし、そこでの長々とした説明にも拘らず、大学へ行つて法学を勉強しなかつたし、実務を勉強するには大学の勉強では有効でなかつたという点のみが強調されている。⁽⁴⁾ これでは、なぜ大学で法学が教授されなかつたのかという問の答えにはならない。大陸では、法学校で世俗法も教授した関係からして、どにその相違が生じうるのかという問に答えねばならぬ。

この答えを準備しうるだけの資料を蒐集しているわけではないが、大胆にある仮説をたてれば、以下の点を考慮せねばならぬと感じている。

① 定説になつてゐるよう、イギリスの大学で、法に関し教授しているものは、前述の如くカノン法とローマ市民法であった。そこでまず、このローマ市民法がイギリスの当時の現実に対し適合性を有していなかつたのではないか、という仮説が生まれてくる。換言すれば、一三世紀までに地中海文明を背景に発達した注釈学派の打ち立てた法、すなわち、ローマ・カノン法を基にして打ち立てた中世ローマ市民法と、当時のイギリスの世俗法との比較が問題であり、当時イギリスの大学で教授していたローマ法の内容と、その当時のイギリスにおける世界の懸隔が問題にされねばならない。⁽⁵⁾

② しかも当時において、大陸でも世俗法は慣習法であり、ことに北部フランス以北における慣習法は、けつしてローマ市民法が直接受け入れられる素地をもつていたとは言い難いものではなかつたのではないだろうか。もし、それが肯定されるならば、イギリスのみ大学において世俗法が教授されていなかつたと、はたして断定しうるであろうか、という問題に直面する。

③ しかも、その基礎として、現代的表現を用いるならば、公法的要素を含む土地法は、基本的に世俗法の領域であつたことを考へるならば、果して大陸における大学での世俗法の教授というものが、どのようなものであつたかを詰めねばならない。

すでに言及した如く、ローマ・カノン法が世俗法に影響を一番及ぼしたのは手続法の側面であり、それを媒介にして、裁判の制度化が計られてきた。イギリスの世俗法の分野における制度化は裁判開始のための令状制から始まつてくる。尤も、グランヴィルとブラクトンとの違いとして、前者が令状と訴訟様式に依存した著述になつてゐるのに対し、プ

ラクトンの場合には下された判決を素材にし始めている点にあることも先に触れたが、とにかく一三世紀末においては、一体世俗法がどの程度の水準にあつたのか、大陸同様制度として一応確立したといえる状態に到達していたのかという点も考究しておかねばならないであろう。

これらの点はすぐれて次の第二款「世俗裁判権」の項で検討し、ここではその問題提起のみに止めたい。

(1) Holdsworth, op. cit., vol. 2, p. 494.

(2) プラクネット、前掲下四一八頁。フォテスキューの指摘を紹介している。それは、サージェントを大学の博士にたとえたものであった。それは、緋色の法服、コイフ、その地位を獲得したときの高価な饗宴、すでに二つの講演を述べたことを要件とするものであり、これは大学の伝統であつたが、それがサージェントの地位を獲得した場合における要件ともなつたという。但し、それが一三世紀末までにそなつたという証拠はない。

ただ、面白いことに、大学は人に教えるところであり、博士は人に教える資格を付与するものであるが、博士が教えなくとも生徒 student が教えることがあつたという。これに対し、サージェントなることは、実際に教える資格を奪うことになること意味している。そこでは反って研修生の方が法学教育を行うことになつていていたという奇妙な事実があつたという。また、プラクネットは、注で、外国の大学における法律学生とイギリスの研修生との比較を行つてはいる。すなわち、ボローニヤでは学生が教師を管理した。そしてイギリスでは研修生もサージェントになつたメンバーに、イングから退去を要求した事例を紹介している。前掲四一八頁。

(3)(4) Caenegem, op. cit., pp. 117~8. 訳一二四五頁。ただカネヘムの大陸における大学と裁判所の関係についての説明をここで付記しておくのも、なんらかの裨益するところがあるのでないかと思い紹介しておきたい。すなわち、ヨーロッパ大陸では、この職域は法の主な近代化が都市的 세계、特に北部イタリアとフランドルで生じていた。そこでは、長老参事会員 aldermen から、或る地方の裁判所が、進歩的訴訟手続及び準則を用いる自由を与えられていたからである。これら分散的努力が、新しい統一的な国民的法、ないしは、せめて地方全体の法にたどりついたところはどこにもなかつた。それ以後は、学識のある司教区裁判所裁判官が配されるようになつて、いた教会裁判所が、一二〇〇年頃ボローニヤの教科書からの新法を適用し始めた。一三世紀半ば頃には諸王国がこれに倣い始めた。(しかしシチリアが他に先駆けていた。) 漸次的に大学の影響の下で、かつ、教会裁判所の範に倣いつつ、ローマ法が、政府の積極的支援を得て、ヨーロッパの民事法及びある程度は刑事法を変容させつつあった。しかしながら、古風な封建法に対

立するものとしての新しい近代法を創り出したのは、大学であった。大学は、ヨーロッパ大陸で、それのみがこの新たな出発をもたらした書物と人物を提供したのである。（北部及び南部）イタリア、南部フランス、東部スペイン—すなわち、かつての地中海沿岸諸国—においては、この新ローマ法は一三世紀に既に確固として定着させられていた。北部フランスでは、ゲルマン的封建慣習が抵抗した。特に、同慣習法がそれ自体のかなり独創的な近代化を産み出していたからである。しかしこの地方においてさえも、一三世紀には慣習法注釈者は、既にローマ法を自らの参照装置として用いて、仕事をしつつあった。彼らはローマ法の用語を熟知し、ローマ法は、彼らのための手引書を提供し、さらに、ローマ法は、慣習法法律家が、地方慣行によつて答えられぬままであつた疑問に対する解答を見出しえた普遍的宝物庫だったのである。裁判所は、漸次大学の学位を持った人々が配されるようになつて行つた。

なお O. F. Robinson, T. D. Fergus, W. M. Gordon, European Legal History, 2nd, 1994, p. 241 [1: 14: 6] 参照。また、op. cit., pp. 139~140 「コモン・ローの創造」[八一八・一] 参照。人民訴訟裁判所、王座裁判所、財務裁判所の法はコモン・ローと定義づけられた。コモン・ローは、しばしば海事裁判所や大法官裁判所のようなその他の裁判所においてもしばしば用いられたかも知れないし、また用いられた。しかし、コモン・ローの創造は、一三世紀のクリア・レギスの三部門に限られていた。特に、それは、サージェントが集まつた人民訴訟裁判所において一三世紀と一六世紀の間で作成されたものである。一四世紀には早くも、イギリス法は、文明化された西欧のいかなる国そのとも区別された。それは、その法律家が、純粹に裁判所の実務で、そしてイングランド・オヴ・コートで、純粹に訓練され、大学ではされなかつたものである。イギリスの法的専門職業は、彼らの実務に関連したものとして「博識の法」（＝ローマ法）を認める」とを拒否した。この分岐は時期を指摘しうる。というのは一三世紀においては、イングランドが、中央集権化された効果的な国王の権力の範囲内においてのみ、異常なものになつていていたからである。国王の聖職者の使用人は、ヘンリー一世のじたじたした寄せ集めから、グラントヴィルそして半世紀後のブラクトンのシステム化までの変化をもたらしたが、西欧キリスト教国を通じて自家薬籠中の物にしていたであつたろう。大学で教える法がローマ市民法で、土地の法でなかつたというのは正常であり、この時期に出現した法的専門職業主義は容易に他の場所と同様に並立化されえた。

(5) Robinson, op. cit., p. 140. ロビンソンはオックスフォードにおけるローマ市民法の教授もそう強力ではありえなかつたという。それを現わす事象として、ハドワード一世が注釈学者の一人アクラルシウス *Francis Accurius* をイギリスに連れてきたとき、宮廷への奉仕者としてであつて、ボローニアへ帰るまで教えたという痕跡はなかつたといふ。それは、島国の地勢的な事情と結びついた国王の有効な統制が、海外研究を阻止していたといふ。しかし、この点は、後の本章第二款二(3)で取り上げる大法官の役割を見るとき、この点のみで大学のシヴィル・ローの教授が強力でないといつて切れるかどうか、たしかにイギリスではシヴィル・ローに関する大した業績がなかつたことは事実であるが、大法官になつた聖職者のかなりの者がこれら大学でシヴィル・ローおよびカノン法を勉強していたことも留意しておく必要があろう。

(ロ) 管轄⁽¹⁾

こゝで筋を元に戻して、イギリスの世俗裁判所の管轄関係が教会裁判所の管轄を次第に浸食していく前提として、イギリスにおける教会裁判所自体の管轄の特殊性をまず摘示することから始めなければならない。

イギリスの一世纪における教会裁判所の管轄について、ホールズワースは以下の如く述べている。すなわち、教会裁判所は広汎な管轄を主張していたと。すなわち、

① 聖職者が被疑者である事案においては、刑事裁判管轄、信仰違反に対する管轄、そして、広汎な聖職者と俗人の双方に関する“pro salute animae”〔靈魂の安全のための〕矯正的管轄権 corrective jurisdiction を主張した。⁽²⁾その後者の部門は、宣誓あるいは誠実の誓約によるすべての約束 promises を強行する⁽³⁾ことを求めるものに係っていた。

尤もこの約束が今日のいわゆる私的自治の原則の中核をなす契約の自由に関するプローリス論争と直結するものではないが、私が、その遠因がこゝにあるのではないかという問題意識をもつてこらへとは先にも示唆した〔前述、第一款二(三)(イ)(4)(b)ii 参照〕。

② 第二は、婚姻と遺言に関する訴訟の管轄権を主張していた。婚姻にかんしては、すべての婚姻、離婚ならびに嫡出性にかんする問題が含まれ、遺言に関しては検認と遺産管理の監視が含まれていた。⁽³⁾

③ 第三に、その性質において教会事項、例えば、聖職紋品 ordination、聖職授品 consecration、サーヴィスの祭司 celebration of service、聖職者の身分、教会財産〔聖職者候補者推挙権 advowson、祈禱地 land held in frankalmoin、靈的献料 spiritual dues〕の如きすべての事項の排他的認証権 cognizance を主張していた。

なお、教会裁判所の業務の多くは、信仰違反、名誉毀損、性的婚姻問題であった。⁽⁴⁾ ことにイギリスでは、姦淫、その

他の性的違反がほとんどで、その多くは大助祭裁判所において処理されていたといふ。⁽⁵⁾また聖職者に対する暴行も普通であったといふ。ただ異端審問がイギリスでは大陸に比し、著しく少なかつたことはよく指摘されるところである。⁽⁶⁾

ところで教会裁判所一般の管轄問題⁽⁸⁾に関しては、既に大陸について瞥見したのと同様に、世俗裁判管轄との関係から見て、まず人的管轄、物的管轄の区分を、その上で、刑事管轄と民事管轄、さらにその他の排他的教会認証事項に関する管轄を順次に瞥見しておきたい。

但し、先に考察した如く、教会裁判所の中心をなす司教区裁判所の裁治権は、世俗裁判権との間の競合関係にあつたのみならず、教会間の諸々の特殊的な管轄権によつても浸触されていたことも留意すべきである。⁽⁹⁾

(1) 若干前述したと重複するが、ハリド简单に管轄権に関する歴史を述べておきたい。cf. Halsbury's Laws, op. cit., vol. 14, para 1254 et seq.

ノルマン征服前においては、靈的事案と世俗事案は、共にハンドレッド裁判所と州裁判所で審理された。これらの裁判所では、司教が世俗役人と一緒に、また、ハンドレッド裁判所では、司教あるいは大助祭が世俗役人と一緒に着席した。Holdsworth, op. cit., vol. 1, p. 9.

ウェンブリヤム征服王の治世初期に、前述の如く教会裁判所と世俗裁判所との分離をし、司教が世俗裁判所において靈的事項を提起することを禁止し、魂の救済に関するすべての事案を教会裁判所において審理することを規定した。大助祭、司教、大司教の裁判所はこの時期に遡る。

教会裁判所の刑事・民事の広汎な管轄権が確立するが、就中刑事管轄に関しては、異教、教会あるいは教会境界内での喧嘩騒ぎ、あるいは、名譽毀損について俗人についてまで及び、民事に関しては、婚姻、離婚、遺言、遺言状の検認、遺産管理、それに関する紛争にまで及んだ。

(2) Holdsworth, op. cit., vol. 1, p. 614.

(3) Pollock & Maitland, op. cit., vol. 1, pp. 127, 128.

(4) Swanson, op. cit., p. 173, Pollock & Maitland, op. cit., vol. 1, p. 128.

(15)(6)(一) Robinson, op. cit., p. 85.

(8) 管轄準則について、Helmholz, op. cit., pp. 9~10. 189.

中世の管轄権に関する問題は、教皇尊信罪 praemunire の訴えを国王裁判所に提起するによる場合が多かったという。

スコットランドについては、ステア協会編、『スコットランド法史』戒能・平松・角田訳、一九九〇年、九頁参照。

〔なお教皇尊信罪はのちに言及するが、ハノード簡単にその出現経過を述べておきたい。第一教皇尊信罪法が制定されたのは、一三五三年であり、第二教皇尊信罪法が制定されたのは一三九三年である。そして、この罪が積極的に活用されてくるのが言うまでもなく、ヘンリー八世の宗教改革前夜であった。〕

ちなみに現在のイギリス国教会について、どのような形態になつてゐるか、参考までに記しておきたい。国教会の仕組は、その歴史的の故に複雑な仕組をとつてゐたが、現在は一九六三年の教会管轄権法 Ecclesiastical Jurisdiction Measure, 1963(10 Statute 242)によって簡素化された。尤も、周知の如く、一九世紀半ばの制定法によつて、段々縮小されつつあつた管轄権も、主要なものは殆ど世俗裁判所の管轄に移されてしまつた〔検認、婚姻、名誉毀損〕。したがつて、今日では、聖職者を対象とするもののみ管轄している。すなわち、大司教、司教、司祭、助祭の行為が主なる懲戒事項、および、教会の建物、その内部のものに関する係争、教義事項を取り扱つてゐる。

Mark Hill, Ecclesiastical Law, 1995, p. 344; Halsbury's Laws, op. cit., paras. 1972 et seq.

(9) Helmholtz, op. cit., [Canon Law and the Law of England] 本書は論文集であるが、イギリスにおける教会法、カノン法、教会裁判所の特殊性の摘要を主として行つてゐる。収載された題目は、「カノン法とイギリス・ロマン・ロウ」、「教皇派遣特使裁判事」、「アーチボケイトとプロクタに関する理論上実際上の倫理基準」、「一五〇〇年前の教会裁判所に対する禁止命令」「禁止命令とイギリス教会裁判所における教会制裁」「法的制裁としての破門—中世カトリックの態度」、「犯罪、雪冤宣誓補助と中世教会裁判所」「中世イギリス教会裁判所における密通の条件付婚姻」「一五世紀間における嬰兒殺し」「扶養命令、教会裁判所および私生児準則—ロモン・ロウの再評価」、「中世イギリスにおける非嫡出子の嫡出性」「一三〇〇—一六〇〇年のイギリスにおける後見のローマ法」「イギリス法史における法定相続人」「弓吸込信義違反」「一五七一年前の破産と検認管轄権」「歴史的展望における金銭債務請求と検認管轄」「高利貸と中世イギリス教会裁判所」「ルースの初期強行性」である。しかし管轄問題にかんしては、マーランドを批判し、法上の叙述だけでは実態把握にならぬことを強調する。pp. 75~6.

(1) 人的管轄

ところどころでの人的管轄という概念は、前近代的身分制を前提とするもので、とくに「聖職者の特権 benefit of clergy」がその中心をなしている。なお具体的な事案として見るならば、刑事に関してこの特権は著しく効能を發揮し、民事においては、キリスト教徒の相続、などに非嫡出子をめぐる問題が重要性を帯びてきていた。

前述の如く、フールニエによれば、一二世紀半ばに教会裁判権の拡大は頂点に達し、聖職者を対象とした訴訟のみならず、十字軍戦士、学生、そして若干の事項では、寡婦、孤児等の俗人にも及んだと指摘していた〔第一款三(1)(4)(a)参照〕。そして、人的管轄に関しては、総じて、①対人事件の範囲、②聖職者の動産、③特権等をめぐり聖俗二権の間で激しい争いが巻き起こり、また、立法措置による教会自身の緩和措置も計られ、「犯人引渡、偽聖職者、現行犯、一二〇〇年勅書、主従関係」等が問題にされてきたと言っている〔前論(b)-i 参照⁽¹⁾〕。

しかしイギリスの教会裁判所の管轄権について、大陸のカノニストがイギリスの慣行を眺めて驚くだろうことは、教会裁判管轄権に含まれるものについてではなく、含まれないものについてであるといつてはいた。例えば、イギリスの教会は、聖職者の人格 person については民事管轄を事実上行使していない⁽²⁾。大陸においては、カノン法に基づいて聖職者団体を含む民事訴訟を教会裁判所は聴聞したであろうし、封建的土地保有条件に直接に関するもの以外の当事者間のすべての訴訟においては、物的裁判管轄以外の人的管轄に及びえた。これに対し、イギリスでは、聖職者の刑事事件に対する管轄を除いて、教会裁判所自身がこの原則を無視してきたという⁽³⁾。しかもこの問題は、世俗裁判所における陪審制度の採択と絡んで、イギリスへの異端審問の導入に対する客観的制約の一因を形成してきたのではないかと思料していることも付言しておきたい。

イギリスにおける聖俗間の顕著なこの点に関する争いの例は、すでに言及した如く、ヘンリー二世とベケットの間に

おいて展開された。その時の教会側の主張は、繰り返しになるが、その事項が靈的事項であるか、あるいは、その人が教会裁判管轄権に属するかのいずれかに該当する場合には、教会の審理権に服するとする点にあつた。⁽⁴⁾

しかし、それは刑事関係に限定され、民事関係にまで及ばなかつたのは、世俗権力が教会権力に比して相対的に強力であつたからであるとしか言いようがないのではなかろうか。ヘルムホルツは、かかる慣行の存在は、一四世紀後半におけるローマの教皇庁裁判所 Roman Rota がイギリスの慣行は無効であると決定したことに照らしても、かかる慣行が定着していた証拠になるとしている。そしてまた、その決定にも拘わらず事態は一向に変わらなかつたともいつていい。⁽⁵⁾

そしてこの指摘は、一応メートランドの説を全面的に受け入れたことになるともいつていい。⁽⁶⁾ 但し、ヘルムホルツは、そのことは、前述のメートランドとスタッブズとの論争に関し、メートランドに組みするものではなく、その論拠として、メートランドのそれと異なつたものによつてであることを強調している点も留意せねばならぬであろう。⁽⁷⁾

秘跡関係についてはすでにフールニエの指摘を紹介した。⁽⁸⁾

ここでは特に非嫡出子の事項についてのみ取り上げておきたい「第一章第四節第一款三「拮抗関係」(2)「世俗の侵入」の箇所で再び言及するので、ここでは主要な問題点のみに触れる」。

この問題は、中世イギリスにおける特殊性を表現する典型的な事例であった。もとよりそのような主要な問題を提起するということは、庶民一般の問題ではなく、世俗の領主権の相続関係に絡むが故であつた。かかる意味では、それは、今日の相続問題が包摂する問題とは異質であつて、今日の公法私法の両側面に亘る問題を内包しており、したがつて、中世の教会と国家の競合関係、世俗権力と教会権力の拮抗関係を象徴するものであつたが、しかし同時に、ヘルムホルツが指摘するが如く、その本質は土地の占拠の問題でもあつた。⁽¹¹⁾

ところで、イギリスの当時の特殊性として、私生児問題は身分の問題ではなかつたこともここで摘示しておかねばならない。したがつて、例えば、両親が債務奴隸bondであつたとしても、そこから生まれた私生児は自由人であつたといわれている。この点、一三世紀のフランスやドイツの慣習では、私生児は多くの無能力の源となり、時々は、「無権利者」の中に位置づけられていたのと対照的であつた。

しかし、そもそも大陸のこの過酷な取り扱いは、そう古いものではなかつたと言われている。それは教会の影響の下に、私生児が役職と栄誉から除外されていたといったことに表現される雰囲気の中で生じたものと言われている。しかしイギリスでは、たまたま強大な私生児の後裔が国王になつたという偶然的な要因が存在したために、かかる分岐が生じえたのであるともいわれている。⁽¹²⁾

なおこの問題に関する典型的な事例はマートン参事会における出来事であつた。⁽¹³⁾

そもそも一四世紀においては、教会が嫡出子であると言えば、世俗裁判所は相続しうると言い、教会が非嫡出子であると言えば、世俗裁判所は相続能力がないという意思疎通がなされていた。但し、これには一つの著名な例外が存在した。それは世俗裁判所には、両親が出生後婚姻しても、その嫡出性を認知する溯及的権限が認められていないということであった。

それに関し一つのイギリス法の特殊性を現わす指標となつたのが、このマートン参事会によるマートン条令であり、また当時のバロン達の意向でもあつた。すなわち、婚姻の存在が認められ、しかも、婚姻以前に出生したという事実に相手方が依拠しようとする場合に、もはやそれは教会裁判所の問題ではなく、世俗裁判所での準則が適用になることになつたのである。少なくとも、マートン会議以後はそのように取扱われた。そこでは、*Nolumus leges Angliae mutari.* 「我々はイギリス法の変更を好まない」ということが優先され、そこで婚姻に前に出生したか否かは事実問題として、世

俗裁判所の陪審に委ねられるに至つた。⁽¹⁴⁾「この点に關しては、本章本節第一款⁽¹⁾で「聖職者の聖俗二面性を代表する大法官の役割」の箇所で再び触れる。」

尤もヘルムホルツは、確かに、マートン条例におけるが如く、教会裁判所と世俗裁判所が異なつた実体法を適用する場合に問題は生じ、そのとき問題になるのは結局は嫡出性の定義であつたという。そして、その定義づけが相互に矛盾するときは、次の如く問題を整理する」となつたという。

① 一体世俗裁判所は、教会の管轄権内に主題があるという認められた原則のために、カノン法の定義に従わねばならぬか？

② それとも教会裁判所は、土地を主題にしてゐるために世俗法が優先するということに合意するか？

尤もこの問題はイギリス法に限定されるものではなかつた。大陸の管轄権は、ローマ法の文脈に密着して従つたので、カノン法の私生児の定義に近接していただけれども、その定義は必ずしも確定的なものではなかつた。したがつて、その争いはイギリスに独特なものとは言へなかつたようと思われたが、しかしその処理にあたつてはイギリスに特有の法理をもたらすことになつた。

(1) Pollock & Maitland, op. cit., vol. 1, p. 124 et seq. 抽稿、四卷一號一六頁。

(2) Helmholtz, op. cit., [Canon Law], p. 9.

(3) Helmholtz, op. cit., [Canon Law], pp. 9~10.

(4) Pollock & Maitland, op. cit., vol. 1, p. 125. それは主たる事項として、教会經濟、教会身分、聖職者の敍品・降格、司教の敍階式、純粹に靈的事項、教会の規則等。ノルマ的主要な争点は、聖職者候補者推挙権に關わつてゐた。

(5) Helmholtz, op. cit., [Canon Law], p. 10. 但し、一四世紀後半における変化こそ問題なので、本稿においても、この時期から世俗

法とカノン法の変化を一般的に指摘したいと考えているが、その前からイギリスにおいて、世俗権力が、大陸のそれよりも教会権力に対し強力であった点に、イギリスの特殊性の存する」とは無視しえない。

- (6) Helmholz, *ibid.*
- (7) Helmholz, op. cit., [Canon Law], p. 11.
- (8) 菊地・日向 | 口 | 大原。
- (9) Swanson, op. cit., p. 39; 深尾裕造「直江真一『我々はイングランド法を変更する』」を欲せや」(Nolumus leges Angliae mutare) と/or (法學五四類)[1989]、法制史四一巻、一九九一年三月、法制史学会、三六一頁以下。Helmholz, op. cit., [Canon Law], p. 169 et seq. p. 187 et seq.
- たゞ、bastard や illegitimate child 等の用法を訳し分けた方がよいか、現在わが国で私生児という概念を用いないのや、一定の歴史的現象によるべきbastard を偶羅やみ場合のみ私生児という概念を用いた方がよいかは未検討である。ちなみに、J. G. Bellamy, Bastard Feudalism and the Law, 1989という題名の書物も出版されている。
- (10) Pollock & Maitland, op. cit., vol. 1, p. 422. リード著者は農奴の場合に言及している。ソリド取扱う主題は、両親が農奴の場合、片親が自由人である場合等の検討であった。その点についてさくらんばは取り上げない。
- (11) Helmholz, op. cit., [Canon Law], pp. 187~8.
- (12) Pollock & Maitland, op. cit., vol. 2, pp. 396~8[Bastardy]. Swanson, op. cit., p. 146 et seq. ソリドは一四世紀後半以降の状況について述べる。
- 私生児が申立てられた場合は、無効の婚姻の申立てと比肩しなむものやないだ。しかしそれとは問題があつたところ。第一に、ロマン・ロウでは婚姻前に出生した子供は非嫡出子として取扱う。したがつて、その子孫とらうるとでの相続権は認められない。しかしながらロマン・ロウは姦通的結合の子孫は私生児扱になる」とを拒否した。第二に、カノン法は、有効な婚姻は、出生の時期を問わず嫡出子とみなれた。カノン法では姦通的結合の子孫を私生児扱にした。
- ところで、私生児問題が裁判所に提起された場合に、二つの手続が採択されるに至つた。第一は、特定の私生児が申立てられた場合に、その問題は、婚姻前か後かを報告するよう素人陪審にかけられる。陪審はまた婚姻無効の正確な理由を尋ねられるかも知れない。しかし、それは現実に婚姻が有効か無効かを決定する」とを求められぬものではなかつた。第二に、より一般的な形で私生児の問題が提起される場合には、問題は教会裁判所へ委ねられた。ソリドの手続のどちらかが優先するかといふことは言えないが、共におやむく等しく正規のものとして適用になつていたであらうともわれる。
- (13) Pollock & Maitland, op. cit., vol. 2, p. 377.[Marriage; Acceptance of canonical rules]; Helmholz, op. cit., [Canon Law], p.

189. ハード、一三世紀の中葉において、この係争点を決定するにあたってイギリス法に従うべれども主張した裁判官がまれに聖職者であったことは注目すべきである。マーテン会議の時期に司教間で指導的人物であったのは、先にも触れた有名なグロテストであつたが、彼は、教会裁判所がこの問題を決定すべきではなく、彼が考えたように、イギリス法が、「理性と神法」と調和した唯一の命題に一致するよう変更されるべれども主張したりとは留意せんに足るべし。

(14) Potter, op. cit., p. 250. see John Lord Campbell, Lives of the Lord Chancellors and Keepers of the Great Seal of England — From the earliest Times till Reign of King George IV, 4th. ed. Vol. 1, 1856, pp. 119~20.

(2) 民事管轄

次にその他の民事の事物管轄については、前述のフールリヒの指摘を紹介したといふ基本的に変わりはない⁽¹⁾。

今日における教会裁判所の民事管轄は極めて限定されたものに廻らなくなつてゐるが、当時においては、なお広汎な管轄権を保有していた。

ただイギリスの特殊性を見ようとする所、それを典型的に表現する所はやはり聖職俸関係、いふに土地に関する事項であった⁽²⁾。その点は聖俗裁判権の競合の問題に触れる際に取り上げたい〔本節四款一一参照〕。ただここでは本稿の目的に關する限りの指摘に止めれば、基本的にキリスト教圏では共通と謂われる所であるが、これまでも触れてきた如く、地方的な変化も見られる。例えば、スペインの方がイギリスよりも教会裁判所の管轄権の範囲は広いと謂われている。また、イギリス内においても地方地方で異なつた範囲を示す状況が記録に残されている⁽³⁾。

(1) 投稿四巻一号110——1頁参照。

現在の民事管轄で、特別權限 Faculty に関するものについては Halsbury's Laws, op. cit., vol. 14, para. 1306 et seq. それ以外の民事管轄に関しては、聖職俸候補者推挙権に関する事項、年金と没収に関する事項、司法裁判所の残余管轄権に屬する事項、すな

わが、一九六三年の教会管轄権法 the Ecclesiastical Jurisdiction Measure, 1963 直前まで保持していた権限に関する事項といふ」と記してある。Halsbury's Laws, op. cit., para. 1342 et seq.

(2) Pollock & Maitland, op. cit., vol. 1, p. 126.

(3) Robinson, et al. op. cit., pp. 84～5. 教会裁判所における民事管轄は教会財産（聖職禄〔教区の保有条件、聖堂参事会員職、司教職等〕や金庫、遺嘱へ相続、身分、婚姻、寡婦産、宣誓によつて拘束された債務、なんばに、高利貸をカバーしている。なお人的管轄の項で言及した如く、聖職者、寡婦孤児、あるいは、十字軍士の如き人の事案も民事事件に係わるものが多いし、また教義あるいは道德律の側面を含むために、民事事件の管轄に属するものもある。なお前稿四巻一号「民事の事物管轄」（俗人の約束）の問題は後述したい。

(3) 刑事管轄

(a) クラレンドン条例

先に紹介した如く刑事の管轄としては、フルニアは以下のものを挙げていた。すなわち、①聖なる場所を犯す罪、
②修道所において犯された軽罪と重罪、③瀆聖、④信仰に反する罪、⑤瀆神、⑥聖物売買、⑦神の休戦にたいする侵犯、
⑧利貸、⑨一定の規律の遵守違反〔拙稿四巻一号二一頁参照〕。この点イギリスにおいても基本的に同じと記べる。⁽¹⁾

そこでイギリスにおける外法廷の状況に触れる」とから考察を始めた。⁽²⁾ 但し、前述の罪に対して、いわゆる宗教違反、道德律違反は、イギリスでは「矯正管轄」として別に概括化して考察する傾向のあるとも指摘しておきたい「後述」。

ところで、先に言及した如く、二一世紀において、教会は、すべての聖職者がいかなる世俗裁判管轄からも除外されるべきであると主張した。しかし「刑事犯の聖職者」は教会裁判所の排他的管轄に服するべきであると主張されていた。⁽³⁾ しかしイギリスにおいては、一八六四年に、ヘンリー二世のこれに対する答えとして、先にも触れたクラレンドン条例

三条に含まれる枠組みが提示されていた。この枠組みは既にヘンリー一世時代に有効な法であったものを具現化したものであると主張された。従つて、この条項に従つて聖職者は、世俗裁判所において弾劾され、聖職者はそこで聖職者であることを申立てねばならなかつた。その上で審判のために教会裁判所へ移送され、しかも国王の役人がその審判には出席しえた。もし有罪の認定がなされ、かつ、聖職者の地位を奪われるならば、国王の役人は彼を連れ帰り、俗人として、世俗裁判所において処罰の対象とされた。⁽⁴⁾

しかし、先にも言及した如く、有名なトマス・ベケットはこの枠組みに対して異議を申立てた。その要点は三点あつた。すなわち、

- ① 聖職者は、世俗の裁判所で弾劾されるべきではない。
- ② 国王の役人は、教会裁判所に出席すべきではない。
- ③ 世俗裁判所によるさらなる処罰は、いかなるものも同一違反に関して再び処罰されるべきでないという準則の違反を意味するものである。

これらの中の最初の二つの点はカノン法に従つて有効であった。第三の点に関しては、その当時は判つきりとしていなかつた。しかし、ベケットはその原則を主張し、かつ、少し後に反つてイノセンティウム三世によつて非難されたところのものとなつた。

世俗裁判所は、その下に犯罪聖職者を連行する主張を維持したが、身分喪失の聖職者を処罰する主張は放棄した。そして、この「放棄」が「聖職者の特権 Privilege or Benefit of Clergy」を生ぜしめたといふ。もともと聖職者の特権は、重罪の問責を受けた受品聖職者が、教会裁判所のみで審判されたといふことを意味していた。しかし、時の経過の中に、その性質を全く変容させた。それは一定の重罪の決定を受けた一定の人を、死刑から免除するところの複雑な

準則になつたのである。「なお」の準則の廃止は一八二七年であった。⁽⁵⁾

「」(6) いりやう 一 点 指摘しておかねばならぬとは、本来世俗裁判所に属する事項であつても、世俗裁判所が正義の担い手としての機能を十分に發揮しえない場合には、それを補足するものとして、教会裁判所が管轄権を行使した場合が存在したという事実である。そしてその具体例として嬰兒殺しが挙げられている。

「」(7) いりに、当時における世俗裁判所の、人為的とは言ひえない自然的能力限界を感じると」とができるようと思われる。

(b) 管轄権の防禦

教会裁判所が世俗裁判所の侵触にたいして防禦する手段について、「」(8) で一言言及しておきたい。

教会裁判所は、そもそも世俗権力に対しても、その実行性を担保する物理的に有効な手段を持てなかつた。しかし、国王裁判所の機構を利用する「人々」に対しては、破門を含む靈的制裁を加えることが可能であつた。それは後のイギリス法における衡平法の機能のモデルとなつていくものであつた。この点に関する最も著名な事件は、一二六一年の大司教ボナフェイスのランベス会議において発せられた、靈的管轄に対する世俗権力の侵入に関する一連の教令 constitutions であつたといわれている。尤も實際においては、これらの法令の効果にはあまり関心は払われてこなかつた。しながら、教皇の承認を必要とせずに、イギリスの教令が有効に作用するものであつたことを示すものであつた。⁽⁹⁾ そして、それは少なくともイギリスの教会裁判所が、境界線上の管轄問題について、カノン法の側面を強行しようとする積極的手段をとつたことの証拠にはなるであろう。

(1) Robinson, op. cit., p. 85.

(2) Helmholtz, op. cit., [Canon Law], p. 120. 犯罪関係の教会裁判所の記録は、イギリスの教会裁判所の ex officio Act books に現出

われぬところ。

〔現在のイギリス国教会の裁判権について〕 Halsbury's Laws, op. cit., vol. 14. 参照。また M. Hill, op. cit., p. 349 et seq. 現在のイギリス国教会では民事管轄を除く11つの種類の第1審裁判所をもつたが、その1つは the Court of Ecclesiastical Cases Reserved と称し、他は The Consistory Court と称す。前者は、教義、典礼、儀式事項に關し、通常これに関する事案を教義事案と稱す。これに対し、後者は、聖職者行為、聖務の重大かつ執拗、継続的懈怠を含む。本稿でいう外法廷は後者に相当するものである。

なお、Consistory Courts は、いりやは同教区裁判所と訳し、各同教区に置かねばならぬ。同教の裁判所といわれるが、現在判事は、巡回のチャーチホールの連続刑事が担当する。 Ecclesiastical Jurisdiction Measure, 1963. s. 2(1).]

(3) Holdsworth, op. cit., vol. 1, p. 615; Pollock & Maitland, vol. 1, pp. 447~57.

(4) Holdsworth, ibid.

(5) Holdsworth, op. cit., vol. 1, pp. 615~6; see also vol. 3, pp. 294~302, Helmholtz, op. cit., [Canon Law], pp. 10, 159. まだ特權に關する論争は、pp. 88. 婚姻に關する論争は、pp. 76, 166. 再婚の場合は、pp. 2, 110, 115~6, 161. 小口貞夫、『カトリック法の形成と近代的変容』一九八〇年、創文社、1100頁以下。

(6) Helmholtz, op. cit., [Canon Law], p. 143. 「犯罪、雪冤宣誓補助と教会裁判所」の章の結論箇所参照。

たゞ、pp. 167~8. ベリドは、數兇殺しが国王裁判所において取り扱われなかつたから云ふべし、「ロマン・ロウのアボーリシヨンの自由」を語るには語りやうある。しかし、国王裁判所は、中世においては、限定管轄権しか持つていなかつた。そして地方あることは教会裁判所が非行に關する審理権をもつてゐたからといふ。教会の防禦について云ふ。教会の正当性をもつて当然であつたからである。

(7) Helmholtz, op. cit., [Canon Law], p. 88. すべての防禦について云ふ。 see pp. 72, 88~96, 312, 350.

(8) Helmholtz, ibid.

(9) Helmholtz, op. cit., p89. 以上は概要を述べたが、教会の制裁の關係を論じた箇所が關係づけられ。

(4) 矯正管轄⁽¹⁾

この矯正管轄といわれねどりゆ、先に触れた如く教会裁判所における刑事手続として處理われねどりゆである。すなわち、教会裁判所は聖俗を區分せず、宗教違反、道徳律違反に対して広汎なそして曖昧な統制を行つてゐた。しかし、イ

ギリス法ではこれらの違反をとくに矯正管轄の対象として捉えるので、⁽²⁾「」の1点について言及しておきたい。

しかもその管轄権の行使は、世俗権力が「神の言葉として」強行せねばならぬ義務の下に置かれるという意識の普遍化を示すものであり、⁽³⁾にまさに中世の特徴があつたといえよう。しかしこのことは他方において、この時期における「權威」が、なお教会に絶対的に帰属するものとして意識されていたことを示している。

ここでは、前述の如く、ホールズワースに従って、かかる教会裁判所によつて行使されていた広汎な刑事管轄権の中で、(a)宗教に対する違反と、(b)道徳律違反を取り出し別々に警見しておきたいと考えている。

(a) 宗教違反⁽³⁾

ホールズワースは、この種の違反の中で最も重要なものは「異端 heresy」であると述べている。ただ、イギリスでは、次の考察時期区分に属するウィクリフやローラードの時期まで、異端問題は頻繁には提起されていなかつた。したがつて、この時期に教会裁判所がそれをどう処理しらるものであつたかといふ点に関しては不確実であつたという。⁽⁴⁾

異端問題に関しては後にまた触れるとして、イギリスでは、大陸諸国に比し、異端審問が少なく、反つて、宗教改革後に多くなつたことだけ⁽⁵⁾では注記しておきたい。

(b) 道徳律違反⁽⁵⁾

教会裁判所は、広汎な道徳律違反に対する統制権を行使していた。⁽⁶⁾この点についてはすでにフールニアの論考を紹介したので、一般論としては既に熟知されているといふといえよう。イギリスにおいても同様なので、重複になるがその対象になる違反事項だけ⁽⁵⁾で掲げておきたい。

姦通 adultery、不純性交の為の婦女提供 procuration、淫乱 incontinency、血族相姦 incest、名譽毀損 defamation、魔術 sorcery、魔法 witchcraft、教会における不⁽⁷⁾行為 misbehavior in church、教会への出席の懈怠 neglect to attend

church' 惡口 swearing' 安息日サバダ profaning the Sabbath' 糜神 blasphemy' 酗酖 drunkenness' 居酒屋への出没 haunting taverns' 異教意見 heretical oponions' 教会サバダ profaning the church' 嘘利貸 usury' 教会の途の掘り起
」 ploughing up the church path⁽⁶⁾。

なお、ボロック＝メートンは、この点に関し次の如く述べてゐるのでその点だけ紹介しておきたい。すなわち、「魂の健全さのため、罪人を矯正し、若干の肉体的贖罪を科する無制限の広汎な要求があった。世俗裁判所は、以下の如き主張によつて、この要求に制限を課した。すなわち、もし罪が、彼ら（世俗裁判所）が罰しらるべき違反であるならば、靈的判事がそれに介入しえないと。しかしそこには若干の例外があつた。すなわち、聖職者の身体は、二重に保護されていた。すなわち、お前は、平和違反のために拘禁され、かつ、不法侵害のために損害賠償を支払わねばならぬ以上に、聖職者に荒々しい手をおくため贖罪が課せられると。」（サー・カムペクテ アガティ六条、一条。）「しかし、この準則（注、世俗裁判所の管轄に関するもの）が維持されたとしても、罪人の矯正には多くのことが加えられる。性的道徳律の全領域は、教会によつて賦課される。教会は、密通、姦通、血族相姦を処罰する。そして、これらの違反は、国王裁判所によつては処罰されない。尤も古い地方裁判所はなお legerwites 「注、lairwite と同じ。密通、姦通に対する違反罰で、特に不自由婦人に関するもの」や、childwites 「注、誘惑され子供を生んだ婦人が領主に支払う罰金あるいは示談金」、すなわち、密通のための罰金を強要しているけれども。また、名譽毀損の領域は、靈的管轄権へ移された。というのは、地方裁判所は口頭誹謗と文書誹謗に関する訴えは受理したが、国王裁判所はあれこれの理由で、名譽毀損者に罰を加えないし、被害者に救済を与えたかった。高利貸をした者は生存中だけの罪障として取り扱われた。しかし、彼が死亡すると、国王がその動産は差押えた。聖職売買は、当然に、教会裁判所に属した。偽証は、必ずしも約束的宣誓とはつきりと区別されなかつたが、多くの場合、教会裁判所の下に提起された。尤

も偽証された陪審員は、国王裁判所において処理された。異端に關してはなお言及する必要はない。といふのは、イギリスにおいては異端者によつて殆ど問題が起つたのがちである。疑つむなく、教会裁判所は、もし異端が抬頭するならば、異端者を処理しえたし、まだよし国家が異端者を火あぶりにし、また、処罰するのを、教会裁判所が要求するならば、さうして徒労に終らなかつたのである。」⁽⁸⁾

- (一) Holdsworth, op. cit., vol. 1, p. 616 et seq.; Pollock & Maitland, op. cit., vol. 1, p. 129; Helmholz, op. cit., [Roman Canon Law], pp. 113~4, Helmholz, op. cit., [Canon Law], pp. 121~4, 142~3, 157~68. (刑事管轄権と闇やる箇所)。
- (2) Holdsworth, op. cit., vol. 1, p. 616. 但し、ハーリド・ホールズワースが指摘してゐるの教会裁判所の管轄権の存在意義は、ハイル等に依拠するものだ。——[主張における論議型]で表現してみるとば思われない。すなわち、ホールズワースは、その「権威」を国家に置いて説明している。ハイルの言葉として、「同教が神の福音によつてのみ、かつ、彼に、本王國の制定法によつて委ねられたものとされてもよいの権威に従つて、」(傍点筆者)として、明らかに国王至上法制定後の状況を前提として述べたものになつてゐる。したがつて、他の些を留意しておいた方がよろしく思われる。
- (3) Holdsworth, ibid.; Holdsworth, op. cit., vol. 1, p. 616 et seq.; Helmholz, op. cit., [Canon Law], ex officio jurisdiction(over dissent), pp. 2, 38~9, 114~7.
- (4) Holdsworth, ibid. なお異端審問の手をかりック教会が伸ばしえなかつた地域としてイングランドがあつたところを指摘については、森島恒雄、『魔女狩り』、『新書』、一九七〇年、一七三〇頁。反つて、プロテスタントになつてかひが多くなつたといふ指摘も考慮しておふ必要があつる。その理由については、G・テスター・テスター、『異端審問』、クセシヨ。一一一〇頁では、次ぎの如く指摘されてゐる。「修道士を中心とする宗教裁判の制度は、ほとんど全ヨーロッパに設立された」とになるのだが、イギリスだけは例外であった。プランタジネット家の「亨利一世は、英仏海峡のかなたから避難してきたカタリ派をすぐて投獄し、そのうちのある者はオックスフォームや焼却炉をつけられ、一六六年彼らを法律の保護外におへし證明した。それまでも、深く根を下ろすには至らなかつた異端の諸派は、急速にイギリスから追はれられることになる。」⁽⁹⁾ こうして、イギリスでは異端審問が猛威を振るう必要はまつたくなつたのである。
- (5) Holdsworth, op. cit., vol. 1, p. 619; Helmholz, op. cit., [Canon Law], jurisdiction(over defamation), pp. 69, 129, 171; (over

usury). pp. 324~6; Helmholz, op. cit., [Roman Canon Law], ex officio jurisdiction(over sexual offences), pp. 2, 104; (over sabbatarian offences), pp. 113~4.

(6) Holdsworth, op. cit., vol. 1, p. 619. たゞ眞體の辯 (7) やは、カハタグハ物語の「其鉢僧の話」の眞體の話が元用 わねど、ナ。ナウム、チヨーサー、西脇順二郎訳、やくも文庫、『カハタグハ物語』(上)、六四頁によれば、

「昔、昔、わたしの國に、位の高い副僧正(昔は宗教裁判所長)が住んでいた。非常に手荒い刑を科する人でしたね。密通、魔法、売淫媒介、名誉毀損、姦通、または、教会の官吏、遺言、契約、洗礼回避など、その他いろいろな枚挙にしきれがないほど、ひらひらな事柄に関する罪を取り扱ったものだ。」

「まだ、高利貸や僧職売買の罪も取り扱った。だが、この裁判長は好色家をいやばんじめた。姦淫者をつかまへると、ひどく泣かれたもんだよ。」

「教会の十分の一税の滞納者は、いくに手きぢく辱められた。誰でもいの僧官に不満を詫おうものなら、罰金を取られた、教会への税金や奉納が遅れたり、少なすぎるなど、ひどい目にあつた。」

「大僧正がその先のまがつた杖で犯人をつかまえないうわに、副僧正の手帳にのる。法律上、説諭や刑罰の必要があると認めた時は、

その権力によって、刑事を手先に使って犯人を呼び出すのだ。」 ふ。

(但し、チヨーサーは、本稿では次の時期に現われたものである)、「の訳を、ホールズワースが引用した原文に照合すると若干の問題があるが、その点は本稿の目的に関わりないので省略する。だだ大僧正と訳してくるものは、bisschop であるのや、本稿では司教、また、副僧正と訳してくるのは、archedeknes であるのや、本稿では大助祭としている。といふ点は、いかに道徳律違反もしくは、今日の眼からみれば世俗的権力によって裁かれる対象になる行為が、教会裁判所の矯正管轄に属していたかを知れば十分であらう)。

(7) Pollock & Maitland, op. cit., vol. 1, p. 129 et seq.

(8) also see Pollock & Maitland, op. cit., vol. 2, pp. 543~57.

(5) 排他的教会認証事項に関する管轄⁽¹⁾

(a) 管轄事項

教会裁判所のむり排他的教会認証事項としては、教義と祭式(同祭の)敍啓⁴ ordinatio, ordination(同教の)敍

呪祝 consecratio, consecration、祭式の挙行 celebration of divine service、争いのある権能の適用 disputed application for faculties 等がある。以前には、教会財産に関する多くの問題があつた。例えば十分の一税、教会への支払われぬ「かみの dues、まだ教会財産の破壊 dilapidations に関する問題があつた。しかし最近の制定法では、多くのこれら事項に関する管轄権は削減されてしまつておらず、世俗裁判所が教会財産に関し、しっかりと把握するようになつた」とも付記しておられた。

なお（）リーエ世時代から聖職候補者推挙権 advowson は世俗法に属する物的財産と見なされてきた。⁽²⁾ 但し、ハーリー世は、frankalmoīn（宗教的奉仕を義務とする土地保有）に関する教会裁判所の管轄であるところを許容しようとした。しかしながら、それも否定された。consecrated soil（廟域）以外はすべて土地に関する问题是、世俗裁判所の管轄に属せしめられぬことになつた。⁽³⁾

(b) 強行手続

教会裁判所の決定に服れない手段は、先にしづしづ言及した（）、「破門」であった。それは世俗裁判所における「法外追放」に匹敵するものであった。

四〇日間以内に決定に服れない時には、教会裁判所は、国王にその破門状に署名して送る。それに基づいて、国王は破門者逮捕令状 writ de excommunicato capiendo をシヒリフに発する。シヒリフは違犯者を捕え服するまで留め置く。彼が服したとすれば司教は、ルのルルを署名し破門者釈放令状 writ de excommunicato deliberando を発する。⁽⁴⁾

破門の世俗における効果は絶大であった。破門されると、probus et legalis homo（良き、かつ、合法的な人）によつてなされる」とが要求される行為は出来なくなつた。プラクションは、「破門された者は、法的行為をする」とも禁止されているので、彼は、訴を提起するよりも、人を召喚するよりも出来なかつた。尤も彼自身は召喚されうるけれども。

「そしてもし、彼が令状をえていたとしても、それは有効ではない。といふのは、一定の人に対する場合を除いて、破門者とは、公然とあれ、非公然とあれ、祈り、あるいは、話し、あるいは、飲食する」とは、許容されていないからである⁽⁵⁾といつてゐる。彼は「靈のノプラである」人であるといわれた。そして当時の法は、後にブラックストンが英法釈義を書いていた時となんら変わなかつたといわれてゐる⁽⁶⁾。

しかし、破門者も、管轄外の事案で教会裁判所の管轄に服することを拒否したためにのみ破門されたと申立てる道は開かれていた。その場合には禁止令状が発せられた。そしてその事案では、国王の裁判所は、その破門を無視することになる⁽⁷⁾。(後のエリザベス一世治世の法律では、破門の事実のみならず、教会裁判所による破門の事由の署名をも要求した。そして、国王の裁判所が、その事由が不十分であると考えるならば、破門者逮捕令状を取消し、囚人を釈放しえた。)しかし、⁽⁸⁾裁判所の通常手続の一部として使用するには、些か正常ではなかつた。後に、バイロンは、「破門は地上最大の判決である。そして、その上に、不遜にも用いられ、かゝ、あらゆる手数料のために通常の手続に用いられるため、いかに神の名を汚すか、また、鍵の権力を侮辱せしむるか」と批判してゐた。

(破門は現在なお教令等の違反に関する処罰である。そして、かかる違反に関する決定的な宣告に基づいて、破門者逮捕令状はなお発せられる。しかし、破門を宣告された人は、いかなる民事違反罰も無能力の取扱いも受けない。但し、六ヶ月を越えない範囲で、破門を宣告した裁判所は拘禁を指示するが⁽⁹⁾。)

(1) Holdsworth, op. cit., vol. 1, p. 630; Helmholtz, op. cit., [Canon Law], jurisdiction(over tithes), pp. 64, 94; Helmholtz, op. cit., [Roman Canon Law], ex officio jurisdiction(over tithes), pp. 92~3; Helmholtz, op. cit., [Roman Canon Law], jurisdiction (ecclesiastical over tithes), pp. 2, 31, 39, 44, 91~100, 155~6.

(2) タラムハム条例第一章。Holdsworth, op. cit., vol. 3, pp. 138~43.

(3) Pollock & Maitland, op. cit., vol. 1, pp. 224~30.

(4) Holdsworth, op. cit., vol. 1, pp. 630~1.

(5) Bracton, op. cit., vol. 6 pp. 366~69.[f. 426 b(1).]

(6) Blackstone, op. cit., [Comm.], vol. 3, p. 102 ; Holdsworth, op. cit., vol. 1, p. 631. 破門者は、陪審に奉仕しないし、裁判所において訴入しなければならない。彼は帰属する土地や金銭を回復するための物的・人的訴訟を提起しない。

(7) Bracton, op. cit., vol. 6, p. 375 (f. 426b(5)) ; Holdsworth, op. cit., vol. 1, p. 631.

(8) Holdsworth, op. cit., vol. 1, pp. 631~2. 人の見地は、一五八四年から衆議院によって表明された。そして、一六九五一六年に、いわゆる「若干の通常の訴訟開始令状 process」を代替させようとした。しかし、一八一三年まで何がなされたかは、一八一一年 Mary Ann Dix 事件（成年にならない女性が名譽毀損の訴訟で費用を支払わなかったために拘禁された事案）が立法府を覺醒させた。次の年は、王頭を強行し、侮辱の処罰として、教会裁判所の手続の一環として、この令状が存在するかを停止するための法律が制定された。これが一五八四年になされた示唆が採択された。そして、破門者逮捕令状の代りに、writ de contumace capiendo（命令不服従逮捕令状）を設けた。そして、旧令状に適用した準則は、新令状にも適用しなかったといわれている。op. cit., p. 632.

(9) Holdsworth, op. cit., vol. 1, p. 632.